

農作物共済損害評価連合会実測調査要領
(昭和47年3月23日47農経B第467号 農林省農林経済局長通知)

改正	昭和52年10月6日	52農経B第2736号
〃	昭和53年8月7日	53農経B第2342号
〃	昭和60年8月8日	60農経B第2004号
〃	平成元年4月21日	元農経A第409号
〃	平成4年4月22日	4農経B第708号
〃	平成5年7月30日	5農経B第1980号
〃	平成10年10月26日	10農経B第2845号
〃	平成12年6月28日	12農経B第2141号
〃	平成15年5月1日	15経営第343号
〃	平成15年6月30日	15経営第1712号
〃	平成16年6月15日	16経営第1353号
〃	平成19年1月18日	18経営第5563号
〃	平成20年3月31日	19経営第7928号
〃	平成20年12月3日	20経営第4876号
〃	平成23年5月18日	23経営第171号
〃	平成23年9月1日	23経営第1663号
〃	平成25年6月12日	24経営第3791号
〃	平成27年10月1日	27経営第1596号

〔目 次〕

第1 目 的	1
第2 実測筆数	1
第3 実測筆の抽出	1
第4刈取り及び脱穀	1
第5 もみすり、調製及び実測単収の決定	6
第6 実測成績の取りまとめ	7
第7 抜取調査筆の病虫害による単当減収量の調査	10
第8 特殊栽培における刈取調査の方法	10
第9 仕上歩留修正率の算定	13
第10 連合会品位判定調査	18
第11 地方農政局統計部等との連絡	23
第12 連合会の平均単収差等により組合等(種別区分)ごとの損害高を算定する方法	24
第13 半相殺方式における組合等当初評価高の半相殺方式超過被害組合員等の被害 面積及び減収量を連合会の単収差により修正する方法	52
第14 組合等(種別区分)ごとの修正共済減収量から一筆方式の修正一筆方式超過被 害面積又は半相殺方式若しくは全相殺方式の修正被害組合員等数等を算定す る方法	57
第15 一筆全損被害を有する組合員等の共済減収量等の修正方法	62
書類様式目録	63

第 1 目 的

この要領は、農作物共済損害評価要綱（昭和47年3月23日付け47農経B第466号農林省農林経済局長通知。以下「損害評価要綱」という。）に基づき、水稻、陸稲及び麦の損害評価に当たって、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の実施する実測による調査（以下「実測調査」という。）及びその取りまどめの方法を定めたものであり、農作物共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

第 2 実 測 筆 数

実測調査を実施する筆（以下「実測筆」という。）の数は、共済目的の種類（水稻にあつては1回作、2回作別）ごと、組合等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）ごと及び連合会抜取調査単位（損害評価要綱第2章第3節第2の1の（1）の連合会抜取調査単位をいう。以下同じ。）ごとに、一筆方式については18筆、半相殺方式、全相殺方式又は水稻の品質方式については24筆を基準とし、引受け及び被害の実態に応じて増減することとし、減じる場合は被害申告筆数の1割（その数が3筆未満となるときは3筆）を下限とする。

ただし、連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごととした場合の実測筆数の基準は、24筆（当該抜取調査単位において一筆方式しか該当しない場合は18筆）とする。

第 3 実測筆の抽出

損害評価要綱第2章第3節第2の1による。ただし、実測筆として抽出された筆が既に刈取られていた場合には悉皆調査による野帳の通し番号の次の筆（又は、現地での最寄りの被害筆）を実測筆とする。また、実測筆として抽出された筆の面積が著しく小さいもの及びうね落とし栽培等で筆の利用面積の割合が小さいものについては、これに準じて取り扱つて差し支えない。

第 4 刈取り及び脱穀

実測調査は、鎌等の器具により刈取つた試料を乾燥・調製して実測単収を算定する方法（以下「手刈り実測」という。）又は自脱型コンバイン（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第7条に基づく型式検査に合格した型式に係る自脱型コンバインで一定の大きさの袋にもみを収納するものに限る。以下「コンバイン」という。）により刈取つた試料を乾燥・調製して実測単収を算定する方法（以下「コンバイン実測」という。）のいずれかにより行う。

ただし、コンバイン実測は、水稻について次の全ての要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- ① 実測調査を実施しようとする筆は、確定測量（土地改良事業等の工事後の一筆地の辺長及び境界点の位置を定め、これを現地に標示して一筆地の形状及び面積を確定する作業をいう。以下同じ。）が行われており、確定測量後当該筆の形態に変化がないこと。

② 当該筆の全体に水稻が作付けられ、かつ、そのすべてがコンバインによつて収穫されること。

1 手刈り実測

(1) 刈取り

ア 正条植の場合

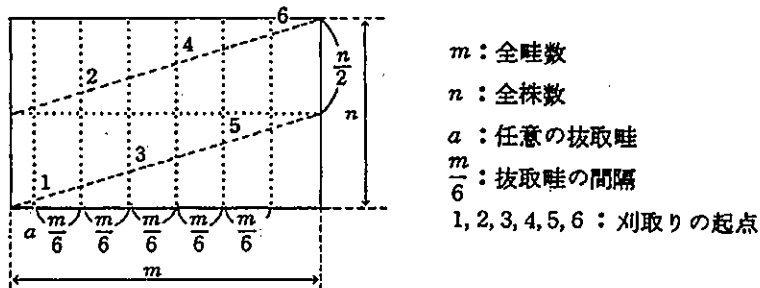
(ア) 刈取箇所の選定及び刈取り

① 刈取りは10株6箇所（60株）刈りとする。

ただし、作柄が均一のほ場の刈取りは、20株3箇所（60株）刈りとして差し支えない。

刈取畦は、次図に示すように任意系統的に6畦を選ぶ。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取畦との交点のうち6箇所（次図の1～6）を刈取りの起点として、同一方向に向かつて1箇所当たり10株、合計60株を刈取る。



ただし、同一方向において刈取る株数が不足するときは、他方に延長して（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）所要の株数を刈取る。

20株3箇所（60株）刈り及び不整形ほ場における刈取箇所の選定は、これに準じて行う。

② 機械植において枕地のある場合の刈取りは、刈取りの起点が枕地に当たった場合又は刈取りの起点が枕地に当たらなくても刈取り株が枕地に掛る場合には図1～図3の刈取り方法による（刈取り株は、枕地の畦と枕地以外の株とが隣接している株を除外すること。）。)

図1 刈取箇所の選定及び刈取り

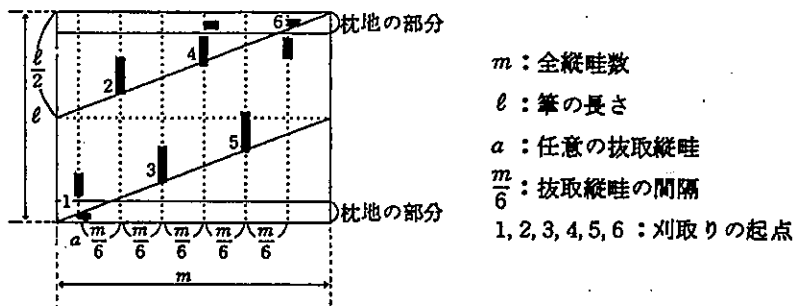


図2 刈取りの起点が枕地に当たった場合

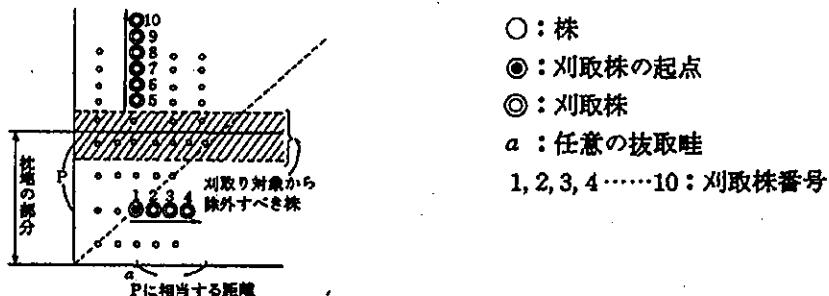
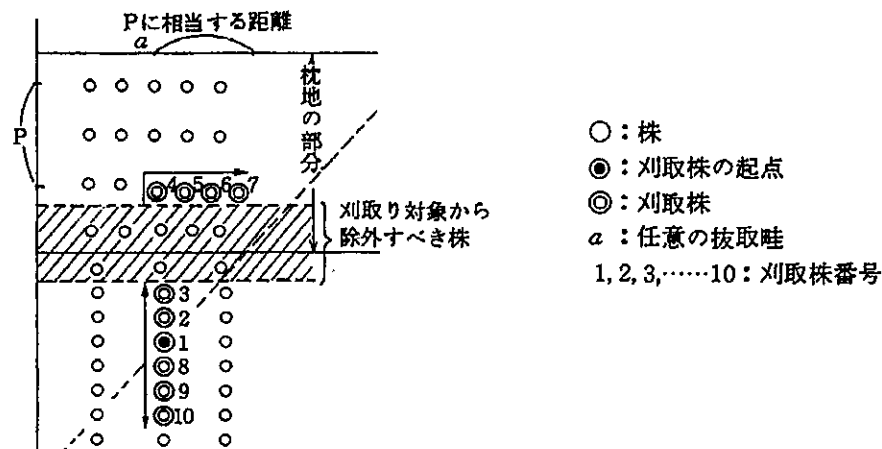


図3 刈取株が枕地に掛かる場合



(イ) 畦巾及び株間の測定

- ① 第1、第3及び第5番目の刈取株の起点を起点として、同一方向に向かつて11畦間、11株間の距離を測定し、1畦当たり畦巾及び1株当たりの株間を求める（測定は、第1番目の畦の中心から第11番目の畦の中心までの距離及び第1番目の株の中心から第11番目の株の中心までの距離を測る。）。
- ② 機械植において、刈取りの起点が枕地に当たった場合は、(ア)の②の図2の刈取株のうち枕地の部分の刈取株を除いた第1番目の刈取株（図2の◎5の刈取株）を起点とし、①の方法に準じて測定する。

イ 条まき及び並木植の場合

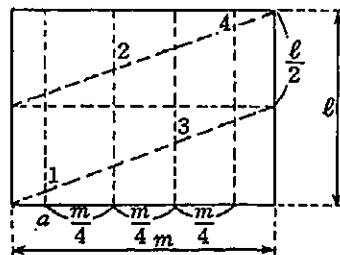
(ア) 刈取箇所の選定及び刈取り

刈取りは1m間畦長の4箇所（4m）刈りとする。

ただし、作柄が著しく不均一で4箇所刈りでは不十分なときは、1m間畦長の8箇所（8m）刈りを行う。

刈取り畦は次図に示すように任意系統的に4畦を選ぶ。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取畦との交点のうち4箇所（次図の1～4）を刈取りの起点として、同一方向に向つて1箇所当たり1m間の畦長を刈取る。



- m : 全畦数
- ℓ : 筆の長さ
- a : 任意の抜取畦
- $\frac{m}{4}$: 刈取畦の間隔
- 1, 2, 3, 4 : 刈取りの起点

ただし、同一方向において刈取る畦長が不足するときは、他方に延長して（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）所要の畦長を刈取るものとする。

(イ) 畦巾の測定

第1及び第3の刈取株の起点を起点として、同一方向に向つて6畦間の長さを測定し、1畦当たりの畦巾を求める。測定は、第1番目の畦の中心から第6番目の畦の中心までの距離を測るものと

する。

ウ 不整規まき及び不整規植の場合

(ア) 刈取箇所の選定及び刈取り

刈取りは、1平方m 4箇所（4平方m）円形刈りとする。

ただし、作柄が著しく不均一で4箇所刈りでは不十分なときは、1平方m 6箇所（6平方m）円形刈りを行う。

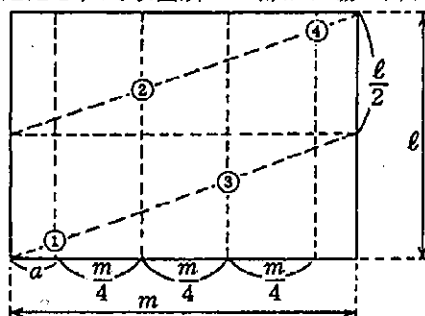
刈取り箇所は、次のように選定する。

① 調査ほ場に排水溝があり、ほ場内に立入れる場合

a 調査ほ場の1辺上に次図に示すように任意系統的に4地点を選ぶ。

b 筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した地点から垂線との交点のうち4箇所（次図の1～4）を中心として、円形刈取機で1箇所1平方m（半径の長さ56.4cm）を刈取るものとする。

ただし、刈取箇所の一部がほ場の外に出るときは、刈取箇所を移動して刈取るものとする。



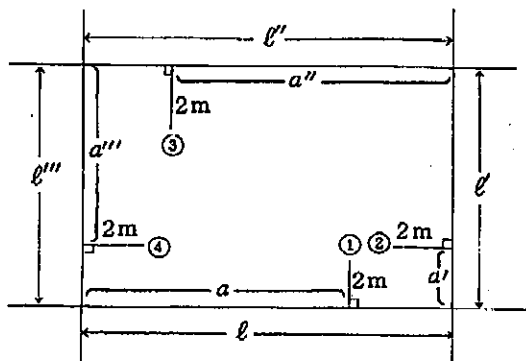
m : 筆の巾
 ℓ : 筆の長さ
 a : 任意の長さ
①, ②, ③, ④ : 刈取りの中心点

② 調査ほ場に排水溝がなく、ほ場内に立入ることが困難な場合

a 調査ほ場の周辺の各辺の長さ ℓ 、 ℓ' 、 ℓ'' 及び ℓ''' をメートル単位で測定し、次図に示すように各辺の長さに応じた a 、 a' 、 a'' 及び a''' の4地点を任意に選ぶ。

b それぞれの地点から垂線を立て各辺から2m入った地点を中心として、円形刈取機で1箇所1平方m（半径の長さ56.4cm）を刈取るものとする。

ただし、刈取箇所の一部がほ場の外へ出るとき又は刈取箇所が重複するときは刈取箇所を移動して刈取るものとする。



ℓ 、 ℓ' 、 ℓ'' 、 ℓ''' : 筆の各辺の長さ
 a 、 a' 、 a'' 、 a''' : 任意の長さ
①, ②, ③, ④ : 刈取りの中心点

エ その他の特殊栽培の場合

アからウまでに準じて実施するが、株まき、がん木栽培その他の特殊栽培の場合の調査方法は、第8の特殊栽培における刈取調査の方法による。

なお、必要に応じ、地方農政局統計部等（損害評価要綱第1章第10節第1の1の地方農政局統計部等をいう。以下同じ。）の指導を受けて行う。

オ 刈取り方法

刈取り方法は、穂頭より摘み取る摘穂又は普通刈りとする。

(2) 脱穀及び乾燥

刈取り後、摘穂の場合は生穂重を、普通刈りの場合は現地で小型脱穀機等により脱穀し、わらくず等又は麦かん等のきよう雑物を除いた未調製生もみ重又は未調製生全麦重を測定する。

乾燥後、水、陸稲については、未調製乾燥もみ重を測定する。麦については、摘穂の場合は、乾燥穂重を測定後、脱ぼう機で脱粒して未調製乾燥全麦重を測定し、普通刈りの場合は未調製乾燥全麦重を測定する。

2 コンバイン実測

(1) 整袋の抽出等

ア 整袋（通常収納される量のもみが収納されているコンバイン袋をいう。以下同じ。）の数及び端袋（もみが収納されているコンバイン袋のうち整袋以外のものをいう。以下同じ。）の数を確認し任意系統的に整袋の中から9袋（ただし、整袋が9袋以下の場合は、全袋）を抽出する。

イ 抽出した整袋、すべての端袋及び任意に1袋抽出した風袋（もみが収納されていないコンバイン袋をいう。以下同じ。）の重量を測定し、次式により未調製全生もみ重を算定する。

$$\text{未調製全生もみ重} = (\text{整袋の数} \times \frac{\Sigma \text{抽出した整袋の重量}}{\text{抽出した整袋の数}} + \Sigma \text{端袋の重量})$$

$$- (\text{風袋1袋の重量} \times \text{整袋数及び端袋数の合計})$$

(2) 乾燥

ア (1) のアにより抽出した整袋のそれぞれから検棒等を用いてその合計が約4 kg以上になるように均一にもみを採取する。

イ 採取したもみを均分器で均分して約2 kgの未調製生もみを1点採り、未調製生もみ重を測定する。

ウ 未調製生もみを乾燥した後未調製乾燥もみ重を測定する。

第5 もみすり、調製及び実測単収の決定

1 水、陸稲

実測した全筆について、次の方法により未調製乾燥もみを調製して得た玄米の重量から実測単収を決定する。

(1) もみすり

各筆ごとに未調製乾燥もみの全量をもみすりして、粗玄米重を測定する。もみすり後、粗玄米のほかになおもみが混つているときには、もみを分離して改めてもみすりする。

(2) 縦目ぶるい選

ア 粗玄米全量を均分器で均分して約200グラム（粗玄米全量がそれに満たないときは全量）の試料を1点採り、次により縦目ぶるい選を行う。

イ 試料を縦目ぶるい（2.2mm－2.1mm－2.0mm－1.9mm－1.8mm－1.7mm－1.6mm－底）の最上部の段に入れ、振とう機にかけ、電動機（ $\frac{1}{2}$ HP）により1分間400回転で5分間振とうする。

ただし、粒張りが悪く、被害粒、未熟粒等のくず米の混入が多い試料については、8分間振とうする。

ウ 選別された試料について、基準段（水稻にあつては1.8mm目、陸稲にあつては1.7mm目をいう。以下同じ。）以上の段に選別されたものを玄米とし、基準段より下の段及び底に選別されたものをくず米として、玄米重及びくず米重を測定する。

(3) 実測単収の決定

ア 手刈実測の場合

実測単収は、単当粗玄米重（粗玄米重に単当換算係数を乗じて得た重量をいう。以下同じ。）に縦目ぶるい基準段以上の段に選別された玄米の玄米重歩合（玄米重の粗玄米重に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて求める。

イ コンバイン実測の場合

実測単収は、単当未調製全生もみ重（未調製全生もみ重を引受面積で除し、10を乗じて得た重量をいう。以下同じ。）に粗玄米重歩合（粗玄米重の未調製生もみ重に対する割合をいう。以下同じ。）及び縦目ぶるい基準段以上の段に選別された玄米の玄米重歩合を乗じて求める。

(4) 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

総合調製選別機等（脱穀、（1）のもみすり及び（2）の玄米の選別の作業を一体的に行うことが可能な総合調製選別機並びに総合調製選別機と同様の作業が可能であり、調製機と選別機に分離することが可能な機具をいう。以下同じ。）の使用により実測単収を決定する場合にあつては、（1）から（3）までの規定にかかわらず、次の方法により行うものとする。

ア 使用方法

総合調製選別機等の仕様書に従い、各筆ごとに未調製乾燥もみの全量について、脱穀、もみすり並びに玄米及びくず米の選別を行う。

イ 実測単収の決定

実測単収は、単当粗玄米重に基準段以上の玄米の受口に選別された玄米の玄米重歩合を乗じて求める。

2 麦

(1) 小麦、6条大麦、2条大麦及びはだか麦

ア 縦目ふるい選の使用による実測単収の決定

実測筆ごとに、脱粒又は脱ぼうした未調製乾燥全麦を軽く唐み選して、殻、ぼう、穂心及び不稔粒等のきよう雑物を除いて得られた全粗麦量を均分器で均分して約200グラム（全粗麦量がそれに満たないときは全量）の試料を1点採り、次により選別する。

試料を、縦目ふるい（小麦は、2.8mm-2.6mm-2.4mm-2.2mm-2.1mm-2.0mm-1.9mm-底、6条大麦は、2.6mm-2.4mm-2.2mm-2.0mm-1.9mm-1.8mm-1.7mm-底、2条大麦は、2.8mm-2.6mm-2.4mm-2.2mm-2.1mm-2.0mm-1.9mm-底、はだか麦は、2.4mm-2.2mm-2.0mm-1.9mm-1.8mm-1.7mm-1.6mm-底）の最上部の段に入れ、振とう機にかけて、電動機（ $\frac{1}{2}$ HP）で9分間振とうする。

選別された試料について、小麦は、2.0mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.9mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。6条大麦は、1.8mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.7mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。2条大麦は、2.0mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.9mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。はだか麦は、1.7mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.6mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。それぞれについて上麦重を測定し、単当換算を行って実測単収とする。

イ 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

総合調製選別機等の使用により実測単収を決定する場合にあつては、アにかかわらず、次の方法により行うものとする。

(ア) 使用方法

総合調製選別機等の仕様書に従い、各筆ごとに未調製乾燥全麦の全量について、唐み選、脱芒並びに上麦及びくず麦の選別を行う。

(イ) 実測単収の決定

実測単収は、小麦にあつては2.0mm目以上、6条大麦にあつては1.8mm目以上、2条大麦にあつては2.0mm目以上、はだか麦にあつては1.7mm目以上の上麦の受口に選別された上麦重を測定し、単当換算を行って実測単収とする。

(2) えん麦

脱粒した未調製乾燥全麦を小型三つ口唐みによつて、回転数及び仕切板を調節しながらおおむね下表の上麦基準に該当するように選別する。この場合、唐み第1番口に選別されたものは、上麦とし第3番口に選別されたものはくず麦とする。第2番口に選別されたものは、さらに第1番口と第2番口で1回以上選別して上麦とくず麦とに分ける。

唐み選による上麦基準

	1 個 当 たり 重 量 基 準	水 分 含 量	整 粒 歩 合
え ん 麦	400 g	16.0 %以内	50 %以上

第6 実測成績の取りまとめ

調査項目及び調査方法は、次のとおりである。

1 水、陸稲

(1) 手刈実測の場合

	調 査 項 目		説 明 及 び 調 査 方 法
刈 取 り ・ 乾 燥	①未調製生もみ重 (g)		60株 (又は4 m間畦長若しくは8 m間畦長又は4 平方m若しくは6 平方m) 分を刈取り、現地で脱穀して、わらくずその他のきよう雑物を除いてひよう量する。
	②未調製乾燥もみ重 (g)		未調製生もみを十分乾燥してひよう量する。
も み す り ・ 調 製 ・ 実 測 単 収 の 決 定	③粗玄米重 (g)		未調製乾燥もみの全量についてもみすりし、ひよう量する。
	④単当粗玄米重 (kg)		(③×単当換算係数) により求める。
	縦 目 ぶ る い 選	⑤ふるいにかけた粗玄米重 (g)	③の粗玄米を均分器で均分して約200 g の試料を採りひよう量する。
		⑥玄米重 (g)	縦目ぶるいで基準段以上の段に選別されたものをひよう量する。
		⑦玄米重歩合	(⑥÷⑤) により求める。
	⑧実測単収 (kg)		(④×⑦) により求める。
	⑨単当くず米重 (kg)		(④－⑧) により求める。

(注) ⑦欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

(2) コンバイン実測の場合

	調 査 項 目	説 明 及 び 調 査 方 法	
刈 取 り ・ 乾 燥	①未調製全生もみ重(kg)	整袋の重量と端袋の重量の合計から、風袋の重量を差引いた重量とする。	
	②単当未調製全生もみ重(kg)	(①÷引受面積×10) により求める。	
	③未調製生もみ重 (g)	整袋から採取した生もみを均分器で均分して約 2 kg の試料を採りひよう量する。	
	④未調製乾燥もみ重(g)	未調製生もみを十分乾燥してひよう量する。	
も み す り ・ 調 製 ・ 実 測 単 収 の 決 定	⑤粗玄米重 (g)	未調製乾燥もみをもみすりし、ひよう量する。	
	⑥粗玄米重歩合	(⑤÷③) により求める。	
	縦目 ぶる い 選	⑦ふるいにかけた粗玄米重 (g)	⑤の粗玄米を均分器で均分して約200 g の試料を採りひよう量する。
		⑧玄米重 (g)	縦目ぶるいで基準段以上の段に選別されたものをひよう量する。
		⑨玄米重歩合	(⑧÷⑦) により求める。
	⑩実測単収 (kg)	(②×⑥×⑨) により求める。	

(注) ⑥及び⑨欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

(3) 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

	調 査 項 目	説 明 及 び 調 査 方 法
刈 取 り、乾 燥	①未調製生もみ重 (g)	60株 (又は4 m間畦長若しくは8 m間畦長又は4 平方m若しくは6 平方m) 分を刈取り、現地で脱穀して、わらくずその他のきよう雑物を除いてひよう量する。

	② 未調製乾燥もみ重 (g)	未調製生もみを十分乾燥してひよう量する。
もみすり、調製、実測単収の決定	③ 玄米重 (g)	総合調製選別機等の基準段以上の玄米の受口に出たものをひよう量する。
	④ くず米重 (g)	総合調製選別機等の基準段未満のくず米の受口に出たものをひよう量する。
	⑤ 粗玄米重 (g)	(③+④) により求める。
	⑥ 玄米重歩合 (%)	(③÷⑤×100) により求める。
	⑦ 単当粗玄米重 (kg)	(⑤×単当換算係数) により求める。
	⑧ 実測単収 (kg)	(⑦×⑥) により求める。
	⑨ 単当くず米重 (kg)	(⑦-⑧) により求める。

(注) ⑥欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

2 表

(1) 縦目ふるい選の使用による実測単収の決定

調 査 項 目		説 明 及 び 調 査 方 法		
刈取り・乾燥	① 生穂重(未調製生全麦重) (g)	4 m間畦長若しくは8 m間畦長又は4 平方m若しくは6 平方m分を摘穂してひょう量する。刈取りの場合は、脱穀してきょう雑物を除いた未調製生全麦重をひょう量する。		
	② 乾燥穂重(未調製乾燥全麦重) (g)	生穂又は未調製生全麦を十分乾燥してひょう量する。		
調製・実測単収の決定	小麦6条大麦・2条大麦はだか麦	③ 粗 麦 重 (g)	乾燥穂は、脱粒(6条大麦、2条大麦は脱ぼう)し、未調製乾燥全麦を軽く唐み選してひょう量する。	
	縦目ふるい選	④ 単当粗麦重(kg)	(③×単当換算係数)により求める。	
		⑤ふるいにかけた粗麦重 (g)	③を均分器で均分し、約 200 g の試料を採りひょう量する。	
		⑥ 上麦重(g)	縦目ふるいで小麦 2.0 mm目以上、6条大麦 1.8 mm目以上、2条大麦 2.0 mm目以上、はだか麦 1.7 mm目以上の段に選別されたものをひょう量する。	
		⑦ 上麦重歩合	(⑥÷⑤)により求める。	
		⑧ 実測単収 (kg)	(④×⑦)により求める。	
		⑨単当くず麦重(kg)	(④-⑧)により求める。	
	えん麦	唐み選	⑩ 上麦重(g)	乾燥穂は、脱粒し、未調製乾燥麦を唐み選により選別してひょう量する。
			⑪くず麦重(g)	唐み選により選別されたものをひょう量する。
		⑫ 実測単収 (kg)		(⑩×単当換算係数)により求める。
		⑬単当くず麦重(kg)		(⑪×単当換算係数)により求める。

(2) 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

	調査項目	説明及び調査方法
刈取り・乾燥	① 生穂重 (未調製生全麦重)	4 m間畦長若しくは8 m間畦長又は4 平方m若しくは6 平方m分を摘穂してひよう量する。刈取りの場合は、脱穀してきょう雑物を除いた未調製乾燥全麦をひよう量する。
	② 乾燥穂重 (未調製乾燥全麦重 (g))	生穂又は未調製生全麦を十分乾燥してひよう量する。
調製・実測単収の決定	③ 上麦重 (g)	総合調製選別機等の小麦 2.0 mm目以上、6条大麦 1.8 mm目以上、2条大麦 2.0 mm目以上、はだか麦 1.7 mm目以上の上麦の受口に出たものをひよう量する。

定	④くず麦重 (g)	総合調製選別機等の小麦 2.0mm 目未満、6 条大麦 1.8mm 目未満、2 条大麦 2.0mm 目未満、はだか麦 1.7mm 目未満のくず麦の受口に出たものをひょう量する。
	⑤粗麦重 (g)	(③+④) により求める。
	⑥上麦重歩合 (%)	(③÷⑤×100) により求める。
	⑦単当粗麦重 (kg)	(⑤×単当換算係数) により求める。
	⑧ 単当収量 (kg)	(⑦×⑥) により求める。
	⑨ 単 当 く ず 麦 重 (g)	(⑦-⑧) により求める。

第 7 抜取調査筆の病虫害による単当減収量の調査

損害評価要綱第 1 章第 2 節の事故除外方式による農作物共済に係る抜取調査に当たっては、併発災害発生階層に属する抜取調査筆について、その筆ごとに「減収推定尺度」を適用して災害の種類別の減収歩合を見積り、併せて被害がなかった場合の単当収量を調査する。

「減収推定尺度」を適用して見積った災害の種類別の減収歩合を災害の発生時期及び被害がなかった場合の単当収量に基づいて補正し、補正された災害の種類別の減収歩合のうち病虫害によるものと被害がなかった場合の単当収量とから病虫害による単当減収量を算定する。

第 8 特殊栽培における刈取調査の方法

1 株まきにおける刈取箇所の決定方法

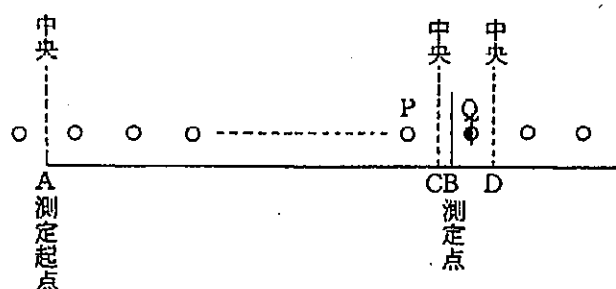
刈取起点を株間の中央に定め (A 点)、その起点から 1 m 間畦長を測定して (第 4 の 1 の (1) のイの (ア) による。) 一応の刈取りの終点 (B 点) を定め、その位置に基づいて次により刈取箇所を決定する。ただし、刈取りの実施に当たっては、作柄の不均一でない限り 2 畦分の端数をまとめて、第 2 畦又は第 4 畦の Q 株 (図参照) から刈取ることができる。

(1) B 点が株間の中央にきた場合

A、B 間の全部の株を刈取る。

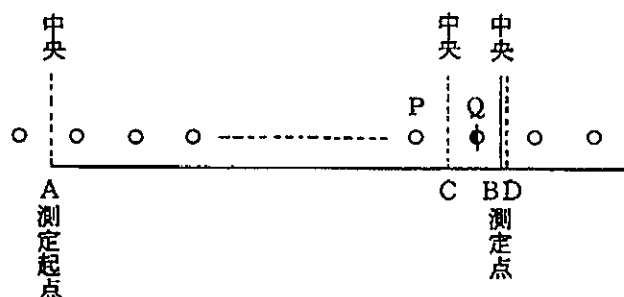
(2) B 点が一番近い株 Q 株が刈取方向の外側にある場合

CD、CB 間の距離を測定して、Q 株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



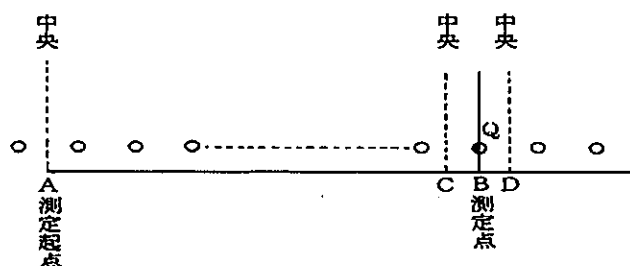
- (3) B点が一番近い株Q株が刈取方向の内側にある場合

Q株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



- (4) B点が株の上に落ちた場合

B点が落ちたところの株をQ株とし、Q株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



(附) 多条株まきについては、上に準じて(要すれば条ごとに)これらの測定を行う。ただし、刈取りに当たっては、特に作柄が不均一でない限り、数条分の端数をまとめて一つの条の株から刈取る。

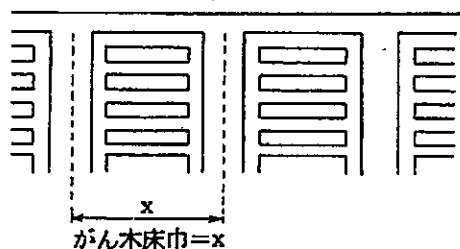
2 横がん木栽培の調査方法

- (1) 調査箇所の選定

がん木床を普通栽培の畦とみて、まず、任意系統的にがん木床を四つ選ぶ。次に、調査ほ場に対角線を引き、先に選定したがん木床との交点において、その交点が最も中央に近い条を刈取条として選定する(4箇所4条刈り)。

- (2) がん木床巾の測定

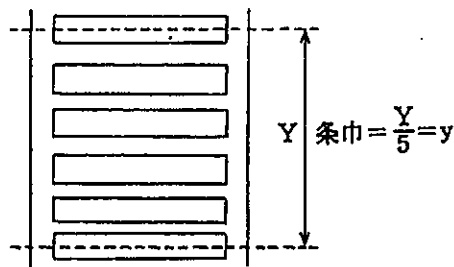
調査するがん木床(4箇所)のうち第1及び第3に当たるがん木床の両側の水路の中間線間の距離を測定してがん木床巾とする。なお、種々の計算に際しては、がん木床巾は、普通栽培の畦巾に相当するものとする。



- (3) 条巾の測定

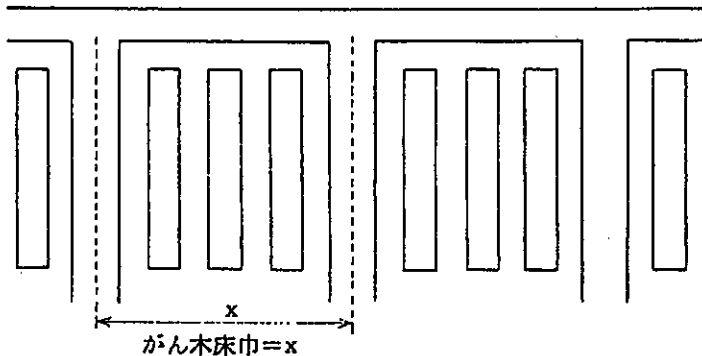
普通栽培における畦巾の測定に準じ、(2)の調査がん木床(第1及び第3)において、調査する条より6条間の長さを測り、その平均をもつて条巾とする。種々の計算に際しては、条巾は普通栽培の株

間に相当すると考える。



3 縦がん木栽培の調査方法

がん木床巾を普通栽培の畦とみて、平畦多条栽培に準じて行う。ただし、がん木床巾の測定は、横がん木栽培に準ずる。



4 うね落し栽培の調査方法

畦巾の測定及び刈取箇所を選定は普通栽培に準じ、刈取りは1 m間畦長4箇所（4 m）刈りとする。

5 大規模ほ場の調査方法

規模の著しく大きいほ場（おおむね30 a 以上）については、次により調査を行う。

（1）被害状況等により2～5階層に筆内を区分するものとする。ただし、ほ場内の作柄が均一な場合には、この区分は行わなくてよい。

（2）畦巾、株間の測定

（1）の区分による階層（（1）の区分を行わないほ場にあつては、ほ場）ごとに第4の1又は本項1～4及び6に準じ畦巾、株間を測定する。

（3）刈取箇所数

刈取箇所数は（1）の区分による階層ごとに3～6箇所（（1）の区分を行わないほ場については10箇所以上）とする。

なお、箇所ごとの刈取りは、第4の1又は本項1～4及び6に準じて行うこととする。

（4）（1）の区分をしたほ場の実測調査野帳の取扱い

（1）の区分を行った場合には、ほ場ごとの野帳のほか、その区分による階層ごとの野帳をもあわせて作成保管するものとする。この場合には、ほ場ごとの野帳にはⅢ欄及びⅣ欄（「実測単収」及び「単当くず米（麦）重」欄を除く。）以外の欄について、ほ場全体の調査結果を記入し、「実測単収」及び「単当くず米（麦）重」欄には、（1）の区分による階層ごとの数量を、それぞれの引受面積により加重平均したものを記入し、なお、裏面にその階層区分の略図及び階層別面積の算出基礎を記入するものとし、（1）の区分による階層ごとの野帳には、記入欄中「地名、地番」欄、「引受面積」欄（ほ場の面積を（1）の区分による階層ごとの畦数により按分する等の方法により求めた階層ごとの面積とする。）、Ⅲ欄及びⅣ欄についてのみ記入するものとする。

6 その他

- (1) 横がん木栽培の床巾の広いものは、平畦栽培として取り扱う。
- (2) 縦がん木栽培においてがん木床上の条数の多いものは、平畦栽培として取り扱う。
- (3) 広巾まきにおける畦巾の測定は、刈取点において1畦分のみ測定して差し支えない。

第9 仕上歩留修正率の算定

損害評価要綱2章第3節第1の5の(6)の仕上歩留修正率は、次に示す方法により算定する。

ただし、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日47農経B第209号農林省農林経済局長通知。以下「引受要綱」という。）第2章第1節第1の2の規定に基づき施設計量結果を基礎として当該組合員等の基準収穫量を定めた場合にあっては、基準収穫量の収量とする基準により選別してひょう量したものを別表の連合会における実測結果⑨の調査項目中玄米（上麦）重として算定する。

I 農業協同組合、集荷業者等が施設管理者である乾燥調製施設の場合

1 仕上歩留調査

(1) 標本荷口数

仕上歩留調査を実施する荷口（以下「標本荷口」という。）の数は、水稻（1回作、2回作別）及び麦ごとに乾燥調製施設当たり平均24荷口を基準とする。

なお、この場合の荷口とは、運搬車1台に積載された収穫物をいう。

(2) 標本の抽出

ア 連合会は、乾燥調製施設ごとに当該乾燥調製施設が予定した個人別の収穫物搬入作業日程表等に基づき収穫物搬入の全期間を熟期別等により、おおむね3程度に区分し、その区分ごとの搬入最盛期において被害組合員等の搬入する荷口の多いと見込まれる日を調査日として選定する。

イ 標本荷口は、アにより選定された調査日に搬入される荷口の中から、おおむね6～10程度の荷口を任意に抽出する。

ウ 試料の抽出

試料は、イにより抽出した標本荷口について検棒を用いて一部分に片寄ることなく3箇所以上から採取するものとし、1標本荷口当たり1kg程度の未調製生もみ（麦）を抽出する。

なお、イにより抽出した標本荷口について、乾燥調製施設が試料として採取している場合であり、かつ、当該試料の中から1標本荷口当たり1kg程度の未調製生もみ（麦）の提供が受けられる場合にあっては、当該方法により試料を抽出しても差し支えない。

(3) 仕上歩留の調査

ア (2)のイにより抽出した標本荷口について搬入時の未調製生もみ重（未調製生全麦重）を記録し、一方、当該標本荷口の試料について第6に定める方法により乾燥調製して、その結果を用いて標本荷口ごとの玄米（上麦）重を算定する。

イ (2)のイにより抽出した標本荷口について、荷口ごとに玄米（上麦）重の算定基礎となる事項を乾燥調製施設の管理者から報告を受け、その結果に基づき当該荷口ごとの玄米（上麦）重を算定する（〔別表〕の④欄参照）。

ただし、ライスセンター等において荷口ごとの実玄米（上麦）重が調査時（又は調査日後2～3

日中)に判明する場合における報告事項は、別表の調査項目中未調製乾燥もみ重(未調製乾燥全麦重)を算定するに必要な項目(①、②及び④又は⑥)並びに⑦とする。

ウ 仕上歩留の計算は、次のとおりとする。

① 第6に定める方法により乾燥調製を行つた仕上歩留

$$\text{仕上歩留} = \frac{\text{標本荷口から採取した試料により計算された玄米(上麦)重}}{\text{標本荷口から採取した試料による未調製乾燥もみ重(未調製乾燥全麦重)}} \times 100$$

② 乾燥調製施設における計量結果の仕上歩留(管理者から報告された数値に基づき算定)

$$\text{仕上歩留} = \frac{\text{乾燥調製施設の管理者から報告された数値に基づいて計算された標本荷口(全量)の玄米(上麦)重}}{\text{乾燥調製施設の管理者から報告された数値に基づいて計算された標本荷口(全量)の未調製乾燥もみ重(未調製乾燥全麦重)}} \times 100$$

又は、

$$\text{仕上歩留} = \frac{\text{荷口ごとの実玄米(上麦)重}}{\text{荷口ごとの未調製乾燥もみ重(未調製乾燥全麦重)}} \times 100$$

2 仕上歩留修正率の計算

(1) 1の(3)のウの①及び②の仕上歩留に基づき、次式により乾燥調製施設ごとの仕上歩留修正率を算定する。

ただし、当該乾燥調製施設において、品位の異なる荷口を区別して処理している場合には、当該品位の区別に従つて標本荷口を階層区分し(階層区分ごとの標本荷口数は5荷口以上とする。)、それぞれに仕上歩留修正率を算出する。

$$\text{仕上歩留修正率} = \frac{\text{標本荷口ごとに第6に定める方法により算定された仕上歩留の合計値}}{\text{標本荷口ごとに乾燥調製施設の管理者から報告された数値に基づいて算定された仕上歩留の合計値}} \times 100$$

(1)の仕上歩留修正率が98%から102%までの範囲内にある場合には、修正を行わなくてもよい旨を組合等に指示して差し支えない。

〔別表〕 仕上歩留の算定手順

ア 手刈り実測の場合

	調 査 項 目	説 明	
		施設における計量結果④	連合会における実測結果⑥
標本荷口の全量について	①施設搬入時の生重量 (kg)	乾燥調製施設の計量結果による。	
	②粗選後の生重量 (kg)	①の荷口について粗選機で選別した生重量とする。	
採取した試料について	③採取時の生重量 (未調製生もみ(麦)重) (g)	②の粗選後の生重量から一定の試料を採取し、ひよう量する。	④の①の荷口からわらくず等のきよう雑物を除いた試料を約1 kg程度採取してひよう量する。
	④水分含有率 (%)	水分測定試料を③から抽出し、水分測定を行う。	
	⑤未調製乾燥もみ重 (未調製乾燥全麦重) (g)	③より適当量を抽出し、試験乾燥機により乾燥してひよう量する。	③の未調製生もみ重 (未調製乾燥全麦重) を十分乾燥してひよう量する。
	⑥乾燥後の重量歩合	{ ⑤ ÷ (⑤に対する③の生重量) } により求める。	(⑤ ÷ ③) により求める。
	⑦きよう雑物等を含む乾燥もみ(麦)重 (きよう雑物等混入率算定のための試料) (g)	⑤から適当量を抽出し、ひよう量する。	
	⑧きよう雑物等を除く乾燥もみ(粗麦)重 (g)	⑦をふるい等により、きよう雑物等を除き、ひよう量する。	(麦) ⑤について、軽く唐み選してひよう量する。
	⑨きよう雑物等混入率	{ 1 - (⑧ ÷ ⑦) } により求める。	
	⑩粗玄米重 (g)	⑧の精もみについて、もみすりし、その粗玄米重をひよう量する。	⑤のもみについて、もみすりし、粗玄米重をひよう量する。
	⑪もみすり歩合	(⑩ ÷ ⑧) により求める。	(⑩ ÷ ⑤) により求める。
	縦目ぶるい選		
	⑫ふるいにかける粗玄米(粗麦)重 (g)	⑩から適当量を抽出してひよう量する。	⑩の粗玄米(粗麦)を均分器で均分して約200 g の試料をとり、ひよう量する。
	⑬玄米 (上麦) 重 (g)	当該施設で定めた選別基準により選別したものについてひよう量する。	(水稻) 縦目ぶるいで基準段以上の段に選別されたものをひよう量する。 (麦)

			縦目ぶるいで小麦2.0mm目以上、6条大麦1.8mm目以上、2条大麦2.0mm目以上、はだか麦1.7mm目以上の段に選別されたものをひよう量する。
	⑭玄米（上麦）重歩合	(⑬÷⑫) により求める。	(⑬÷⑫) により求める。
	⑮玄米（上麦）重（g）		{⑩（又は⑧）×⑭} により求める。
⑯標本荷口（全量）の未調製乾燥もみ（麦）重（kg）		(②×⑥) により求める。	
⑰標本荷口（全量）の玄米（上麦）重（kg）		{⑩×(1-⑨)×⑪×⑭} 又は {⑬×(1-⑨)×⑭} により求める。	
⑱仕上歩留（％）		(⑰÷⑬×100) により求める。	(⑮÷⑤×100) により求める。

(注) 本表の施設における計量結果の玄米（上麦）重の計算及びこれによる仕上歩留の算定は、カントリーエレベーターにおける一般的な自主検査実施要領の作業手順に従って、その方法を示したものである。

イ コンバイン実測の場合

	調 査 項 目	説 明	
		施設における計量結果④	連合会における実測結果⑥
標本荷口の全量について採取した試料について	①施設搬入時の生重量（kg）	乾燥調製施設の計量結果による。	
	②粗選後の生重量（kg）	①の荷口について粗選機で選別した生重量とする。	
	③未調製全生もみ重（kg）		整袋の重量と端袋の重量の合計から、風袋の重量を差引いた重量とする。
	④単当未調製全生もみ重（kg）		(③÷引受面積×10) により求める。
	⑤採取時の生重量（未調製生もみ重）（g）	②の粗選後の生重量から一定の試料を採取しひよう量する。	④の①の荷口からわらくず等のきよう雑物を除いた試料を約1kg程度採取してひよう量する。
	⑥水分含有率（％）	水分測定試料を⑤から抽出し水分測定を行う。	
	⑦未調製乾燥もみ重（g）	⑤より適当量を抽出し試験乾燥機により乾燥してひよう量する。	⑤の未調製生もみ重を十分乾燥してひよう量する。
	⑧乾燥後の重量歩合	{⑦÷(⑦に対応する⑤の生重	(⑦÷⑤) により求める。

		量) } により求める。	
⑨きよう雑物等を含む乾燥もみ重(きよう雑物等混入率算定のための試料)(g)		⑦から適当量を抽出し、ひょう量する。	
⑩きよう雑物等を除く乾燥もみ重(g)		⑨をふるい等により、きよう雑物等を除きひょう量する。	
⑪きよう雑物等混入率		{ 1 - (⑩÷⑨) } により求める。	
⑫粗玄米重(g)		⑩の精もみについて、もみすりし、その粗玄米重をひょう量する。	⑦のもみについてもみすりし、粗玄米重をひょう量する。
⑬もみすり歩合		(⑫÷⑩) により求める。	(⑫÷⑦) により求める。
縦目ぶるい選	⑭ふるいにかける粗玄米重(g)	⑫から適当量を抽出してひょう量する。	⑫の粗玄米を均分器で均分して約200gの試料をとりひょう量する。
	⑮玄米重(g)	当該施設で定めた選別基準により選別したものについてひょう量する。	縦目ぶるいで基準段以上の段に選別されたものをひょう量する。
	⑯玄米重歩合	(⑮÷⑭) により求める。	(⑮÷⑭) により求める。
	⑰玄米重(g)		{ ⑫ (又は⑮) × ⑯ } により求める。
⑱標本荷口(全量)の未調製乾燥もみ重(kg)		(②×⑧) により求める。	
⑲標本荷口(全量)の玄米重(kg)		{ ⑱×(1-⑪)×⑬×⑯ } により求める。	
⑳仕上歩留(%)		(⑲÷⑱×100) により求める。	(⑰÷⑦×100) により求める。

(注) 本表の施設における計量結果の玄米重の計算及びこれによる仕上歩留の算定は、カンントリーエレベーターにおける一般的な自主検査実施要領の作業手順に従って、その方法を示したものである。

II I 以外の場合

農林水産統計による作柄表示地帯別のふるい目幅別重量割合を適用して、次式により算定する。

$$\text{仕上歩留修正率} = \frac{\text{作柄表示地帯別のふるい目幅別重量割合のうち基準収穫量の基礎とした施設計量結果に係る基準以上のふるい目幅別重量割合の合計}}{\text{作柄表示地帯別のふるい目幅別重量割合のうち当該年産の選別基準以上のふるい目幅別重量割合の合計}} \times 100$$

第10 連合会品位判定調査

1 試料の抽出

連合会品位判定調査に係る試料は、実測筆として抽出された筆ごとに、第5の1の(2)のウ又は同(4)のイにより選別された玄米から200グラム抽出したものを試料とする。

ただし、種子水稻もみの連合会品位判定調査に係る試料については、実測筆として抽出された筆ごとの未調製乾燥もみを均分機で均分して1.5キログラム抽出したものを試料とする。

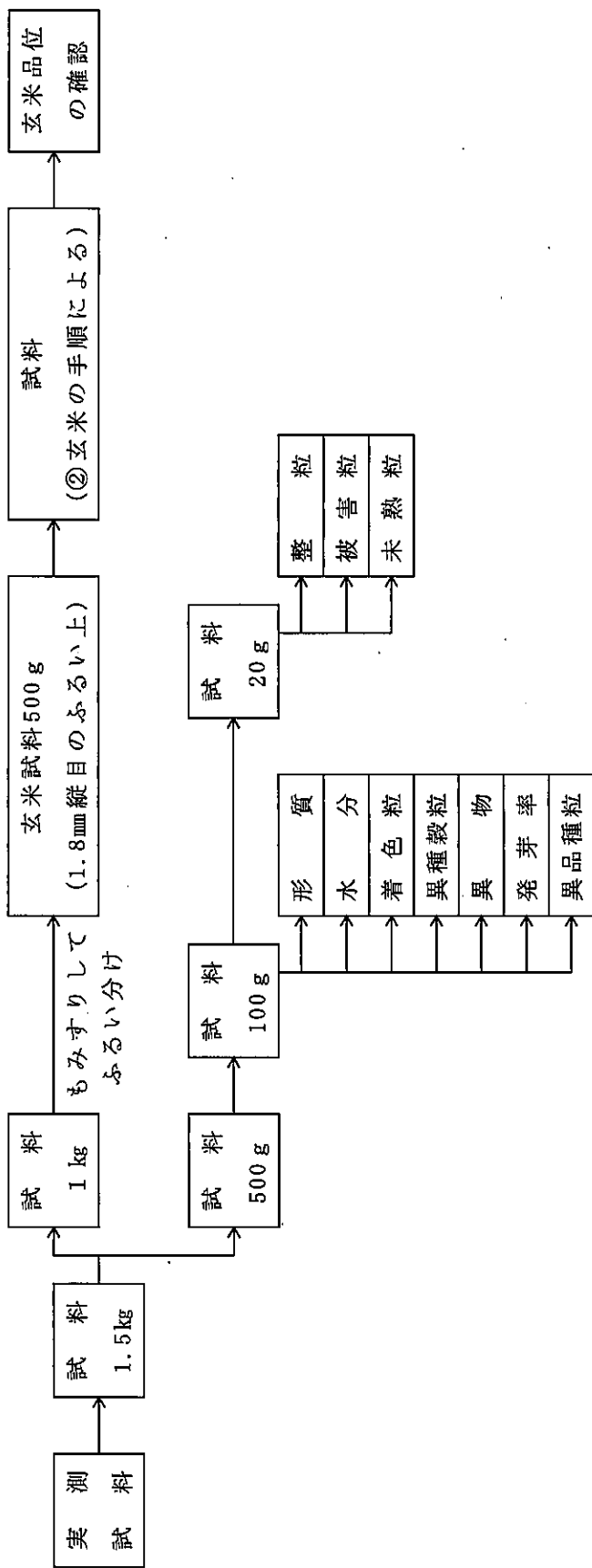
2 品位の判定

(1) 品位判定は、1の試料ごとに、3の品位判定基準について、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとする。

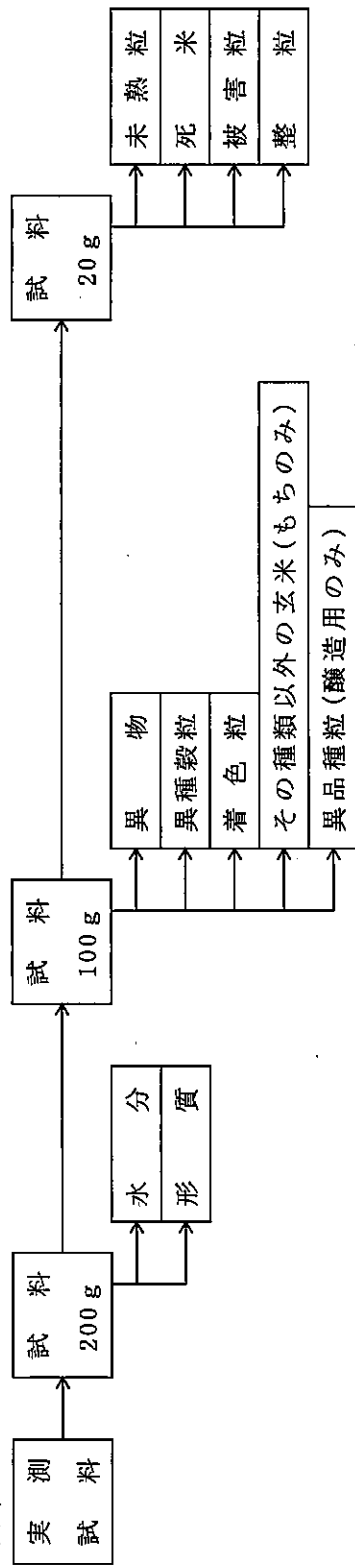
また、種子水稻もみにあつては、もみすりして得られた玄米試料についても分析等を行い、その玄米の品位について確認するものとする。

ただし、(6)の③から⑦までについて、これにより適正な品位判定を行うことができないと認められる場合には、各項目ごとの分析機器を使用した所定の計測方法により行うものとする。なお、この分析による場合には、1の試料を用いて、種子水稻もみにあつては①、玄米にあつては②により行うものとする。

① 種子水稻もみ



② 玄米



- (2) 種子水稻もみに係る品位判定のうち、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)第4条第2項(同法第7条第3項において準用する場合を含む。)の生産物審査において同法第4条第5項(同法第7条第3項において準用する場合を含む。)の都道府県が定める基準に適合すると認められた事項に係る品位判定は、同法第5条(同法第7条第3項において準用する場合を含む。)の生産物審査証明書により行う。
- (3) 品位判定は、日光の直射及び物体の反射光線の影響を受けない条件の下で行うものとする。
- (4) 被害粒等については、国内産農産物の被害粒等の取扱要領(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)に基づき判定するものとする。
- (5) 3の品位判定基準に定める数値が、整数の場合は小数点以下第1位の数値を、小数点以下 n けたの場合は $(n+1)$ けた目の数値を四捨五入する。
- (6) 品位判定を行う順序及び方法は、次のとおりとする。また、品位判定に当たっては、その地域において生産される米の品種及びその特性を十分把握し、原則としてカルトン又は見取箱を使用して行うものとし、試料を十分混合して行うものとする。

なお、品位判定を行う米の品種については、あらかじめ野帳から把握するものとするが、異品種粒の混入が認められないことを視覚により確認しておくものとする。この場合、必要に応じ、各組合員等の種子更新、品種ごとの作付状況等の品種関連情報を農業協同組合等関係機関から情報を入手する等して、的確に行うものとする。

① 形質

試料について、その構成している整粒、未熟粒の形質がいずれの等級に該当するものであるかを標準品との比較により行う。

② 色

種子水稻もみ及び醸造用玄米の試料について、その品種の固有の色を保持しているか否かについて行う。

③ 発芽率

種子水稻もみの試料について、整粒の形質、色及び調製の程度について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、農産物検査法施行規則第6条第2項及び第8条第2項の規定に基づく農林水産大臣が定める標準計測方法(平成13年3月14日農林水産省告示第332号。以下「標準計測方法」という。)第2の2に規定するもみの発芽率の分析方法に準じて行うものとする。

④ 整粒

試料について、整粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、試料を20グラムに縮分した上で、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める方法により行う。

⑤ 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒、異物

試料について、それぞれの項目別にその割合(全量に対する重量比(%))について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、被害粒、死米にあつては、試料を20グラムに縮分した上で、着色粒を除く被害粒、死米を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求め、着色粒、異種穀粒、異物にあつては、試料を100グラムに縮分した上で、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める方法により行う。

⑥ 異品種粒

種子水稻もみの試料については、異品種粒の割合（全量に対する重量比（％））又は有無について、醸造用玄米の試料については、異品種粒の混入の有無について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、試料を100グラムに縮分した上で、異品種粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比（％）を求める方法により行う。

⑦ 水分

試料を抜き取る際の穀刺のすべり具合、試料をカルトン又は見取箱に入れるときの音、試料を掌に取つたときの触感、試料を握つたときの感触及び色沢等により行う。

なお、分析機器を使用する分析は、標準計測方法第2の1の（1）に規定する105℃乾燥法により行うものとする。

3 品位判定基準

（1）もみ（種子水稻もみ）

品位	最低限度			最高限度			色
	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)	異物 (%)	
合 格	90	90	標準品	15.5	0.5	0.2	品種固有の色

（注）1. 種子水稻もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度

（1）異なる品種を交配した一代雑種の種子水稻もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が2％を超えて混入してはならない。

（2）主要農作物種子法第7条第2項の規定による指定原種ほにおいて生産された雄性不稔系統の種子水稻もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が1％を超えて混入してはならない。

（3）（2）及び（3）に掲げる種子水稻もみ以外の種子水稻もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

2. 種子水稻もみの規格は、主要農作物種子法第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場、1の（2）の指定原種ほ又は同法第7条第2項の規定による指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。

3. 表中の語句の定義は、次のとおり。

（1）百 分 率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。

（2）整 粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

（3）形 質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。

（4）水 分—常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。

（5）被 害 粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等）をいう。

ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。

（6）着 色 粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。

（7）未 熟 粒—成熟していない粒をいう。

（8）異種穀粒—その種類のもみ（普通もちもみにあつては、もみ）を除いた他の穀粒をいう。

（9）異 物—穀粒を除いた他のものをいう。

(10) 発芽率—摂氏25度で14日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。

(11) 整粒等—整粒、未熟粒及び被害粒（原形の2分の1以下の碎粒を除く。）をいう。

(2) 玄米

① 水稻うるち玄米、水稻もち玄米

品位	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ(%)	麦(%)	もみ及び麦を除く たもの(%)	
ランク A	70	ランクA標準品	16.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
ランク B	60	ランクB標準品	16.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
ランク C	45	ランクC標準品	16.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6
ランク D	ランク AからCまでのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの									

② 醸造用玄米

品位	最低限度		最高限度						色
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物					
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	もみ (%)	異物 (%)	
ランク A	90	ランク A標準品	15.0	5	3	0.0	0.1	0.0	品種固有の色
ランク B	80	ランク B標準品	15.0	10	5	0.0	0.2	0.1	品種固有の色
ランク C	70	ランク C標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	品種固有の色
ランク D	60	ランク D標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.4	—
ランク E	45	ランク E標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.6	—
ランク F	ランク Aから Eまでのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を50%以上混入していないもの								

(注) 1. 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各ランクとも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとする。

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 1. 0%

新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖縄各県 0. 5%

2. もち玄米には、その種類以外の玄米が1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%、3等のものにあつては3%を超えて混入してはならない。

3. 玄米には異物として土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならない。

4. 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

5. 表中の語句の定義は、次のとおり。

(1) 整粒—被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

(2) 形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。

(3) 水分—常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。

(4) 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、

砕粒等)をいう。ただし、損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。

(5) 死 米—充実していない粉状質の粒(青死米及び白死米)をいう。

(6) 着 色 粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。

(7) 未 熟 粒—死米を除いた成熟していない粒をいう。

(8) 異種穀粒—その種類の玄米(もち玄米にあつては、玄米)を除いた他の穀粒をいう。

(9) 異 物—穀粒を除いた他のものをいう。

第11 地方農政局統計部等との連絡

連合会は、実測調査の方法及び「減収推定尺度」の適用方法等について地方農政局統計部等と連絡して、その指導協力を得るものとする。

第12 連合会の平均単収差等により組合等（種別区分） ごとの損害高を算定する方法

損害評価要綱第2章第4節第2の1の（2）、3の（2）又は5の（2）の組合等ごとの実測平均単収差若しくは検見修正平均単収差、単当修正量案又は単当修正量（以下本項及び第13において「単収差」と総称する。）による損害高の算定は次による。

また、損害評価要綱第2章第4節第2の2、同節第2の4の組合等ごとの単収差による損害高の算定も、この方法に準じて取り扱うものとする。

〔1〕一筆方式

下記計算式Ⅰ、Ⅱ又はⅢのいずれか1の方法による。

この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については修正を行わないものとする。

また、特例一筆方式にあつては、「一筆方式超過被害」を「特例一筆方式超過被害」と読み替えるものとする。

1. 計算式Ⅰ

この方法は、単収差が確定した場合に、既報告の組合等当初評価高報告に基づいて組合等（種別区分）ごとの損害高を概算する方法である。

（1）単収差がプラスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1 ~ 20kg	21 ~ 40kg	41 ~ 60kg	61 ~ 80kg	81 ~ 100kg	...	...	計
区 分 番 号	1	2	3	4	5	...	n	
面 積 (a)	S_1	S_2	S_3	S_4	S_5	...	S_n	$\sum_{i=1}^n S_i$
共済減収量 (kg)	X_1	X_2	X_3	X_4	X_5	...	X_n	$\sum_{i=1}^n X_i$

イ 算定

a : 単収差

n : 区分総数

i : 区分番号

m : 単収差の該当する単当共済減収量の区分番号

一筆方式超過被害面積

$$\sum_{i=1}^n S_i - \sum_{i=1}^{m-1} S_i - \left(S_m \times \frac{a - 20\text{kg} \times (m-1)}{20\text{kg}} \right) = S'$$

共済減収量

$$\sum_{i=1}^n X_i - \sum_{i=1}^{m-1} X_i - \left(\frac{a + \{20\text{kg} \times (m-1) + 1\text{kg}\}}{2} \times S_m \times \frac{a - 20\text{kg} \times (m-1)}{20\text{kg}} \right) - (a \times S') = X'$$

（注）単収差が単当共済減収量の程度別の刻みの収量にあたる時の共済減収量の計算式は次式とする。

$$\sum_{i=1}^n X_i - \sum_{i=1}^m X_i - (a \times S') = X'$$

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1 20kg	21 40 kg	41 60 kg	61 80 kg	81 100 kg	...	...	計
区 分 番 号	1	2	3	4	5	...	n	
面 積 (a)	S ₁	S ₂	S ₃	S ₄	S ₅	...	S _n	$\sum_{i=1}^n S_i$
共済減収量 (kg)	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅	...	X _n	$\sum_{i=1}^n X_i$

一筆方式超過被害以下の被害面積の「組合等評価単収－引受単収」の程度別面積

収量刻み	0～19kg	20～39kg	40～59kg	60～79kg	...
区分番号	1	2	3	4	...
面積(a)	S ₁	S ₂	S ₃	S ₄	...

イ 算定

a : 単収差 (絶対値)

n : 一筆方式超過被害の単当共済減収量の区分総数

i : 一筆方式超過被害の単当共済減収量の区分番号

l : 単収差の該当する一筆方式超過被害以下の被害面積の区分番号

j : 一筆方式超過被害以下の被害面積の区分番号

一筆方式超過被害面積

$$\sum_{i=1}^n S_i + \sum_{j=1}^{l-1} s_j + \left(s_l \times \frac{a - 20\text{kg} \times (l-1)}{20\text{kg}} \right) = S'$$

共済減収量

$$\sum_{i=1}^n X_i + \left(a \times \sum_{i=1}^n S_i \right) + \sum_{j=1}^{l-1} \left(\frac{\{a - 20\text{kg} \times (j-1)\} + \{(a + 1\text{kg}) - 20\text{kg} \times j\}}{2} \times s_j \right) + \left(\frac{\{a - 20\text{kg} \times (l-1)\} + 1\text{kg}}{2} \times s_l \times \frac{a - 20\text{kg} \times (l-1)}{20\text{kg}} \right) = X'$$

(参照) 計算例

(1) 単収差がプラスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1 20 kg	21 40 kg	41 60 kg	61 80 kg	81 100 kg	101 120 kg	121 140 kg	計
区 分 番 号	1	2	3	4	5	6	7	
面 積 (a)	600	510	420	330	230	140	50	2,280
共済減収量 (kg)	597	1,515	2,054	2,336	2,024	1,526	625	10,677

イ 算定

単収差 45kg

単収差の該当する区分番号 3

一筆方式超過被害面積

$$2,280a - 600a - 510a - \left(420a \times \frac{45\text{kg} - 20\text{kg}(3-1)}{20\text{kg}} \right) = 1,065a$$

共済減収量

$$10,677\text{kg} - 597\text{kg} - 1,515\text{kg} - \left(\frac{45\text{kg} + \{20\text{kg}(3-1) + 1\text{kg}\}}{2} \times 420\text{a} \times \frac{45\text{kg} - 20\text{kg}(3-1)}{20\text{kg}} \right) \\ - (45\text{kg} \times 1,065\text{a}) = 3,320\text{kg}$$

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1 ~ 20 kg	21 ~ 40 kg	41 ~ 60 kg	61 ~ 80 kg	81 ~ 100 kg	101 ~ 120 kg	121 ~ 140 kg	計
区分番号	1	2	3	4	5	6	7	
面積 (a)	600	510	420	330	230	140	50	2,280
共済減収量 (kg)	597	1,515	2,054	2,336	2,024	1,526	625	10,677

一筆方式超過被害以下の被害面積の「組合等評価単収－引受単収」の程度別面積

収量刻み	0 ~ 19 kg	20 ~ 39 kg	40 ~ 59 kg	60 ~ 79 kg	80 ~ 99 kg	計
区分番号	1	2	3	4	5	
面積 (a)	350	260	170	100	20	900

イ 算定

単収差 -44kg (44kg)

単収差の該当する一筆方式超過被害以下の被害面積の区分番号 3

一筆方式超過被害面積

$$2,280\text{a} + 350\text{a} + 260\text{a} + \left[170\text{a} \times \frac{44\text{kg} - 20\text{kg}(3-1)}{20\text{kg}} \right] = 2,924\text{a}$$

共済減収量

$$10,677\text{kg} + (44\text{kg} \times 2,280\text{a}) + \left[\frac{\{44\text{kg} - 20\text{kg}(1-1)\} + \{(44\text{kg} + 1\text{kg}) - 20\text{kg} \times 1\}}{2} \times 350\text{a} \right] \\ + \left[\frac{\{44\text{kg} - 20\text{kg}(2-1)\} + \{(44\text{kg} + 1\text{kg}) - 20\text{kg} \times 2\}}{2} \times 260\text{a} \right] \\ + \left[\frac{\{44\text{kg} - 20\text{kg}(3-1)\} + 1\text{kg}}{2} \times 170\text{a} \times \frac{44\text{kg} - 20\text{kg}(3-1)}{20\text{kg}} \right] = 22,303\text{kg}$$

2. 計算式Ⅱ

この方法は、単収差が確定した場合のもので、単収差がプラスになった場合にあっては、組合等当初評価高の単収差の該当する単当共済減収量の区分（20キログラム刻み）の被害面積及び共済減収量を、単当共済減収量の1キログラム刻み別に組合等に報告させて、また、単収差がマイナスになった場合にあっては、組合等当初評価高の一筆方式超過被害以下の被害面積の、「組合等評価単収－引受単収」の1キログラム刻み別の面積を、単収差から1キログラム手前の収量の刻みまで報告させて、計算する方法である。

なお、この場合に、単収差が組合等当初評価高の単当共済減収量の程度別の刻みの収量にあたる時は報告を求める必要はない。また、報告は単収差の該当する区分について、1キログラム刻み別の面積及び共済減収量を、単収差以下と単収差を超えるものの区分にまとめて報告させても差し支えない。

(1) 単収差がプラスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1~ 20 kg	21~ 40 kg	41~ 60 kg	61~ 80 kg	81~ 100 kg	...	...	計
区 分 番 号	1	2	3	4	5	...	n	
面 積 (a)	S_1	S_2	S_3	S_4	S_5	...	S_n	$\sum_i^n S_i$
共済減収量 (kg)	X_1	X_2	X_3	X_4	X_5	...	X_n	$\sum_i^n X_i$

単収差の該当する単当共済減収量区分の、単当共済減収量 1 kg刻み別の面積と共済減収量

単当共済減収量 区分の 1 kg刻み 別の区分	1	2	3	4	5	...	17	18	19	20	計
面 積 (a)	s_1	s_2	s_3	s_4	s_5	...	s_{17}	s_{18}	s_{19}	s_{20}	$\sum_j^{20} s_j = S_i$
共済減収量 (kg)	x_1	x_2	x_3	x_4	x_5	...	x_{17}	x_{18}	x_{19}	x_{20}	$\sum_j^{20} x_j = X_i$

イ 算定

a : 単収差

n : 単当共済減収量の区分総数

i : 単当共済減収量の区分番号

m : 単収差の該当する単当共済減収量の区分番号

j : m 区分番号のうちの 1 kg刻みの区分

k : m 区分のうち 1 kg刻み区分で単収差の該当する区分

一筆方式超過被害面積

$$\sum_i^n S_i - \sum_i^{m-1} S_i - \sum_j^k s_j = S'$$

共済減収量

$$\sum_i^n X_i - \sum_i^{m-1} X_i - \sum_j^k x_j - (a \times S') = X'$$

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1~ 20 kg	21~ 40 kg	41~ 60 kg	61~ 80 kg	81~ 100 kg	...	...	計
区 分 番 号	1	2	3	4	5	...	n	
面 積 (a)	S_1	S_2	S_3	S_4	S_5	...	S_n	$\sum_i^n S_i$
共済減収量 (kg)	X_1	X_2	X_3	X_4	X_5	...	X_n	$\sum_i^n X_i$

一筆方式超過被害以下の被害面積の「組合等評価単収－引受単収」の $(a - 1 \text{ kg})$ までの 1 kg 刻み別面積

一筆方式超過被害以下 の 1 kg刻み	0	1	2	3	4	...	$a-4$	$a-3$	$a-2$	$a-1$	計
区 分 番 号	1	2	3	4	5	...	$l-3$	$l-2$	$l-1$	l	
面 積 (a)	s_1	s_2	s_3	s_4	s_5	...	s_{l-3}	s_{l-2}	s_{l-1}	s_l	$\sum_j^l s_j$

イ 算定

a : 単収差 (絶対値)

l : 一筆方式超過被害以下の 1 kg 刻み別面積の単収差の 1 kg 手前の区分番号

j : 一筆方式超過被害以下の 1 kg 刻みの区分

一筆方式超過被害面積

$$\sum_i^n Si + \sum_j^l sj = S'$$

共済減収量

$$\sum_i^n Xi + (a \times \sum_i^n Si) + \sum_j^l \{(a - j + 1 \text{ kg}) \times sj\} = X'$$

(注) 共済減収量算定式のうち $\sum_j^l (a - j + 1 \text{ kg})$ の j は区分番号であるが、単位は kg に読み替える。

(参照) 計算例

(1) 単収差がプラスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1 ~ 20 kg	21 ~ 40 kg	41 ~ 60 kg	61 ~ 80 kg	81 ~ 100 kg	101 ~ 120 kg	121 ~ 140 kg	計
区 分 番 号	1	2	3	4	5	6	7	
面 積 (a)	600	510	420	330	230	140	50	2, 280
共済減収量 (kg)	597	1, 515	2, 054	2, 336	2, 024	1, 526	625	10, 677

単収差 45 kg の該当する、単当共済減収量 41 kg ~ 60 kg の区分の単当共済減収量の 1 kg 刻み別の面積と共済減収量

単当共済減収量 41 ~ 60 kg の 1 kg 刻み別	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
面 積 (a)	31	30	29	28	27	26	25	22	21	21	20
共 済 減 収 量 (kg)	127	126	125	123	122	120	118	106	103	105	102

単当共済減収量 41 ~ 60 kg の 1 kg 刻み別	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
面 積 (a)	20	19	18	18	15	14	13	12	11	420
共 済 減 収 量 (kg)	104	101	97	99	84	80	75	71	66	2, 054

イ 算定

単収差 45 kg

単収差の該当する区分番号 3

一筆方式超過被害面積

$$2, 280 a - 600 a - 510 a - (31 a + 30 a + 29 a + 28 a + 27 a) = 1, 025 a$$

共済減収量

$$10, 677 \text{ kg} - 597 \text{ kg} - 1, 515 \text{ kg} - (127 \text{ kg} + 126 \text{ kg} + 125 \text{ kg} + 123 \text{ kg} + 122 \text{ kg}) - (45 \text{ kg} \times 1, 025 a)$$

=3.329 kg

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量	1 ~ 20kg	21 ~ 40kg	41 ~ 60kg	61 ~ 80kg	81 ~ 100kg	101 ~ 120kg	121 ~ 140kg	計
区分番号	1	2	3	4	5	6	7	
面積 (a)	600	510	420	330	230	140	50	2,280
共済減収量 (kg)	597	1,515	2,054	2,336	2,024	1,526	625	10,677

一筆方式超過被害以下の被害面積の「組合等評価単収－引受単収」の24kgまでの1kg刻み別面積

一筆方式超過被害以下の1kg刻み	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
区分番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
面積 (a)	90	85	80	75	65	55	50	42	31	21	22	15	10

一筆方式超過被害以下の1kg刻み	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計
区分番号	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
面積 (a)	10	-	10	8	10	5	5	-	10	-	5	4	708

イ 算定

単収差 -25kg (25kg)

一筆方式超過被害面積

2,280 a + 708 a = 2,988 a

共済減収量

$10,677\text{kg} + (25\text{kg} \times 2,280\text{a}) + (25\text{kg} \times 90\text{a}) + (24\text{kg} \times 85\text{a}) + (23\text{kg} \times 80\text{a}) + (22\text{kg} \times 75\text{a}) +$
 $(21\text{kg} \times 65\text{a}) + (20\text{kg} \times 55\text{a}) + (19\text{kg} \times 50\text{a}) + (18\text{kg} \times 42\text{a}) + (17\text{kg} \times 31\text{a}) + (16\text{kg} \times 21\text{a}) +$
 $(15\text{kg} \times 22\text{a}) + (14\text{kg} \times 15\text{a}) + (13\text{kg} \times 10\text{a}) + (12\text{kg} \times 10\text{a}) + (11\text{kg} \times 0\text{a}) + (10\text{kg} \times 10\text{a}) +$
 $(9\text{kg} \times 8\text{a}) + (8\text{kg} \times 10\text{a}) + (7\text{kg} \times 5\text{a}) + (6\text{kg} \times 5\text{a}) + (5\text{kg} \times 0\text{a}) + (4\text{kg} \times 10\text{a}) +$
 $(3\text{kg} \times 0\text{a}) + (2\text{kg} \times 5\text{a}) + (1\text{kg} \times 4\text{a}) = 17,776\text{kg}$

3. 計算式Ⅲ

この方法は、単収差が確定した場合に、組合等当初評価高における筆ごとの減収率が高く、さらに単収差がマイナスとなり、引受収量を超過する組合等について組合等当初評価高につき引受単収別、単当共済減収量の区分 (20kg刻み) 別に被害面積及び共済減収量を取りまとめた資料を報告させて計算する方法である。

なお、組合等当初評価高による一筆方式超過被害以下の被害面積については、計算式Ⅰ及びⅡの方法を併用しても差し支えない。

一筆方式超過被害以下の被害面積の「組合等評価単収－引受単収」の程度別面積

収 量 刻 み	0 ～19 kg	20～39 kg	40～59 kg	60～79 kg	
区 分 番 号	1	2	3	4	
面 積 (a)	s ₁	s ₂	s ₃	s ₄	

イ 算定

一筆方式超過被害面積

$$\sum_K^R \sum_i^n S_{K \cdot i} + \sum_j^{l-1} s_j + \left(s_l \times \frac{a - 20 \text{ kg} \times (l-1)}{20 \text{ kg}} \right) = S'$$

共済減収量

$$\begin{aligned} & \sum_K^R \left[\sum_i^{nK} X_{K \cdot i} + M_K \times \left\{ \sum_{i=P_K+1}^{nK} S_{K \cdot i} + S_{PK} \times \left[\frac{20 \times P_K - (M_K - a)}{20} \right] \right\} \right] + a \\ & \times \left\{ \sum_i^{PK-1} S_{K \cdot i} + S_{PK} \times \left[\frac{(M_K - a) - 20 \times (P_K - 1)}{20} \right] \right\} - \left\{ \sum_{i=P_K+1}^{nK} X_{K \cdot i} \right. \\ & \left. + S_{PK} \times \left[\frac{20 P_K - (M_K - a)}{20} \right] \times \left[\frac{20 P_K + \{ (M_K - a) + 1 \}}{2} \right] \right\} \\ & + \sum_j^{l-1} \left[\frac{\{ a - 20 \times (j-1) \} + \{ (a+1) - 20 \times j \}}{2} \times S_j \right] \\ & + \left[\frac{\{ a - 20 \times (l-1) \} + 1}{2} \times S_l \times \frac{a - 20 \times (l-1)}{20} \right] \end{aligned}$$

K : 引受単収区分番号

R : 引受単収区分数

i : 共済減収量区分番号

nK : 引受単収 K 区分の共済減収量区分数

M_K : 引受単収 K 区分の引受単収

$X_{K \cdot i}$: 引受単収 K 区分の共済減収量 i 区分の共済減収量

a : 単収差の絶対値

P_K : 引受単収 K 区分において $-a$ で修正すると頭打ちとなる共済減収量の最初の区分

$S_{K \cdot i}$: 引受単収 K 区分の共済減収量 i 区分の面積

j : 一筆方式超過被害以下の被害面積の区分番号

l : 単収差の該当する一筆方式超過被害以下の区分番号

s_j : 一筆方式超過被害以下の j 区分の面積

(参照) 計算例

7 組合等当初評価高

引受単収 (kg)	引受単収番 号(K)	単当共済減収量 区分番号(i)	1kg~ 20 kg	21~ 40	41~ 60	61~ 80	81~ 100	101~ 120	121~ 140	141~ 160	161~ 180	181~ 200	201~ 220	221~ 240	241~ 260	小計	收穫皆無、 移植不能また は発芽不能、 転作等	合計
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			
217	1	面積(a)	—	—	566	806	662	636	532	640	421	187	122			4,572	24	4,596
		共済減収量(kg)	—	—	2,798	5,657	5,943	7,082	6,935	9,620	7,013	3,578	2,568			51,194	522	51,716
231	2	面積(a)	—	14	242	299	176	330	180	145	143	112	31	34		1,706	—	1,706
		共済減収量(kg)	—	56	1,400	2,271	1,663	3,721	2,397	2,226	2,431	2,164	646	783		19,758	—	19,758
252	3	面積(a)	—	17	123	119	287	198	235	235	316	177	133	34	11	1,885	—	1,885
		共済減収量(kg)	—	68	604	889	2,622	2,210	3,069	3,601	5,385	3,403	2,745	780	223	25,599	—	25,599

一筆方式超過被害以下の被害面積の「組合等評価単収－引受単収」の程度別面積

引受単収	収量刻み	0 ～ 19 kg	20 ～ 39 kg	計
	区分番号	1	2	
217 (kg)		149	13	162
231		28	—	28
252		17	6	23

イ 算定

単収差 -80 kg (80kg)

被害面積

引受単収区分 217kg 4,596 a + 149 a + 13 a = 4,758 a

" 231kg 1,706 a + 28 a = 1,734 a

" 252kg 1,885 a + 17 a + 6 a = 1,908 a

計 8,400 a

共済減収量

(引受単収 217kgの場合)

$$\begin{aligned}
 & 51,194\text{kg} + \left\{ 217\text{kg} \times \left(640\text{a} + 421\text{a} + 187\text{a} + 122\text{a} + 532\text{a} \times \frac{20 \times 7 - (217 - 80)}{20} \right) \right\} + \\
 & 80\text{kg} \times \left\{ 566\text{a} + 806\text{a} + 662\text{a} + 636\text{a} + 532\text{a} \times \frac{(217 - 80) - 20 \times (7 - 1)}{20} \right\} - \left\{ 9,620\text{kg} + \right. \\
 & 7,013\text{kg} + 3,578\text{kg} + 2,568\text{kg} + 532\text{a} \times \left(\frac{20 \times 7 - (217 - 80)}{20} \times \frac{20 \times 7 + \{(217 - 80) + 1\}}{2} \right) \left. \right\} + \\
 & \left(\frac{\{80\text{kg} - 20 \times (1 - 1)\} + \{(80\text{kg} + 1\text{kg}) - 20\text{kg} \times 1\}}{2} \times 149\text{a} \right) + \\
 & \left(\frac{\{80\text{kg} - 20 \times (2 - 1)\} + \{(80\text{kg} + 1\text{kg}) - 20\text{kg} \times 2\}}{2} \times 13\text{a} \right) = 84,860\text{kg}
 \end{aligned}$$

(引受単収 231kgの場合)

$$\begin{aligned}
 & 19,758\text{kg} + \left\{ 231\text{kg} \times \left(143\text{a} + 112\text{a} + 31\text{a} + 34\text{a} + 145\text{a} \times \frac{20 \times 8 - (231 - 80)}{20} \right) \right\} + 80\text{kg} \times \\
 & \left\{ 14\text{a} + 242\text{a} + 299\text{a} + 176\text{a} + 330\text{a} + 180\text{a} + 145\text{a} \times \frac{(231 - 80) - 20 \times (8 - 1)}{20} \right\} - \\
 & \left\{ 2,431\text{kg} + 2,164\text{kg} + 646\text{kg} + 783\text{kg} + 145\text{a} \times \left(\frac{20 \times 8 - (231 - 80)}{20} \times \frac{20 \times 8 + \{(231 - 80) + 1\}}{2} \right) \right\} \\
 & + \left(\frac{\{80 - 20 \times (1 - 1)\} + \{(80 + 1) - 20 \times 1\}}{2} \times 28\text{a} \right) = 32,375\text{kg}
 \end{aligned}$$

(引受単収 252kgの場合)

$$\begin{aligned}
 & 25,599\text{kg} + \left\{ 252\text{kg} \times \left(177\text{a} + 133\text{a} + 34\text{a} + 11\text{a} + 316\text{a} \times \frac{20 \times 9 - (252 - 80)}{20} \right) \right\} + \\
 & 80\text{kg} \times \left\{ 17\text{a} + 123\text{a} + 119\text{a} + 287\text{a} + 198\text{a} + 235\text{a} + 235\text{a} + 316\text{a} \times \frac{(252 - 80) - 20 \times (9 - 1)}{20} \right\} \\
 & - \left\{ 3,403\text{kg} + 2,745\text{kg} + 780\text{kg} + 223\text{kg} + 316\text{a} \times \left(\frac{20 \times 9 - (252 - 80)}{20} \times \frac{20 \times 9 + \{(252 - 80) + 1\}}{2} \right) \right\} \\
 & + \left(\frac{\{80 - 20 \times (1 - 1)\} + \{(80 + 1) - 20 \times 1\}}{2} \right) \times 17\text{a} + \left(\frac{\{80 - 20 \times (2 - 1)\} + \{(80 + 1) - 20 \times 2\}}{2} \right) \\
 & \times 6\text{a} = 39,720\text{kg}
 \end{aligned}$$

計算式Ⅲによる共済減収量+収穫皆無、移植不能又は発芽不能、転作等に係る共済減収量

$$= (84,860\text{kg} + 32,375\text{kg} + 39,720\text{kg}) + 522\text{kg} = 157,477\text{kg}$$

ウ なお、引受単収ごとに上記のように修正することを原則とするが、引受単収の数が多くある組合等については、組合等当初評価高報告書の追加資料の作成に当たって、引受単収区分を20キログラム刻みに集計させ、修正に用いる引受単収は該当区分の中央値によつて修正しても差し支えないものとする。

引受単収区分	中央値
241～260	250
261～280	270
281～300	290
301～320	310

〔2〕半相殺方式

下記計算式による。この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能耕地及び転作等耕地は、修正を行わないものとする。

また、特例半相殺方式にあつては、「半相殺方式超過被害」を「特例半相殺方式超過被害」と読み替えるものとする。

計算式Ⅳ

この方法は、既報告の組合等当初評価高報告書添付書に基づいて組合等（種別区分）ごとの半相殺方式超過被害に係る損害高を概算する方法である。また、組合等当初評価高報告書添付書につき単収差の該当する（又はそれ以外の）単当共済減収量の区分の被害面積、減収量、共済減収量及び被害組合員等数を、単当共済減収量の1キログラム刻みに報告させ、本計算に準じて計算して差し支えない。

なお、単収差の該当する区分について報告を求める場合、1キログラム刻みの被害面積等を、単収差以下と単収差を超えるものの2区分にまとめて報告させて差し支えない。

(1) 単収差がプラスの場合

ア 組合等当初評価高

単 当 共 済 減 収 量 別				区 分	単 当 減		
					1 kg ~ 20kg	右 の	
						{20kg×(m'-1) + 1 kg} ~ a	
		P_i	i	$P'i'$	P'_1	$P'm'_1$	
				i'	1	m'_1	
	1 kg ~ 20kg	P_1	1	被害面積 (a)	$s_{1 \cdot 1}$	$s_{1 \cdot m'_1}$	
				減 収 量 (kg)	$x_{1 \cdot 1}$	$x_{1 \cdot m'_1}$	
半 相 殺 の 内 訳 超 過 被 害 組 合 員 等	下 欄	{20kg×(m-1) + 1kg} ~ a	P_{m_1}	m_1	被害面積 (a)	$s_{m_1 \cdot 1}$	$s_{m_1 \cdot m'_1}$
					減 収 量 (kg)	$x_{m_1 \cdot 1}$	$x_{m_1 \cdot m'_1}$
	内	(a+1) ~ (20kg×m)	P_{m_2}	m_2	被害面積 (a)	$s_{m_2 \cdot 1}$	$s_{m_2 \cdot m'_1}$
					減 収 量 (kg)	$x_{m_2 \cdot 1}$	$x_{m_2 \cdot m'_1}$
	超	{20kg×(m-1)+ 1kg} ~ (20kg×m)	P_m	m	被害面積 (a)	$s_{m \cdot 1}$	$s_{m \cdot m'_1}$
					減 収 量 (kg)	$x_{m \cdot 1}$	$x_{m \cdot m'_1}$
	被	(20kg×m+ 1kg) ~		$m+1$ ~n	被害面積 (a)	$\sum_{i=m+1}^n s_{i \cdot 1}$	$\sum_{i=m+1}^n s_{i \cdot m'_1}$
					減 収 量 (kg)	$\sum_{i=m+1}^n x_{i \cdot 1}$	$\sum_{i=m+1}^n x_{i \cdot m'_1}$
	組				被害面積 (a)	$\sum_i s_{i \cdot 1}$	$\sum_i s_{i \cdot m'_1}$
					減 収 量 (kg)	$\sum_i x_{i \cdot 1}$	$\sum_i x_{i \cdot m'_1}$
	合	員			被害面積 (a)	$\sum_i s_{i \cdot 1}$	$\sum_i s_{i \cdot m'_1}$
減 収 量 (kg)					$\sum_i x_{i \cdot 1}$	$\sum_i x_{i \cdot m'_1}$	
等	計			被害面積 (a)	$\sum_i s_{i \cdot 1}$	$\sum_i s_{i \cdot m'_1}$	
				減 収 量 (kg)	$\sum_i x_{i \cdot 1}$	$\sum_i x_{i \cdot m'_1}$	

収 量 別			收穫皆無、 移植不能又は 発芽不能、 転作等	被 害 面 積	被 害 組 合 員 等
内 訳					
$(a+1) \sim$ $(20\text{kg} \times m')$	$\{20\text{kg} \times (m'-1) + 1\text{kg}\} \sim$ $(20\text{kg} \times m')$	小 計			組 合 員 等
$Pm'2$	$P'm'$	(1kg以上)	$n' + 1$	共済減収量	(戸)
$m'2$	m'				
$s_1 \cdot m'2$	$s_1 \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} s_1 \cdot i'$	$s_1 \cdot n' + 1$	$\sum_{i'}^{n'+1} s_1 \cdot i' = S_1$	T_1
$x_1 \cdot m'2$	$x_1 \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} x_1 \cdot i'$	$x_1 \cdot n' + 1$	X_1	
$sm_1 \cdot m'2$	$sm_1 \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} sm_1 \cdot i'$	$sm_1 \cdot n' + 1$	$\sum_{i'}^{n'+1} sm_1 \cdot i' = Sm_1$	T_{m1}
$xm_1 \cdot m'2$	$xm_1 \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} xm_1 \cdot i'$	$xm_1 \cdot n' + 1$	Xm_1	
$sm_2 \cdot m'2$	$sm_2 \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} sm_2 \cdot i'$	$sm_2 \cdot n' + 1$	$\sum_{i'}^{n'+1} sm_2 \cdot i' = Sm_2$	T_{m2}
$xm_2 \cdot m'2$	$xm_2 \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} xm_2 \cdot i'$	$xm_2 \cdot n' + 1$	Xm_2	
$sm \cdot m'2$	$sm \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} sm \cdot i'$	$sm \cdot n' + 1$	$\sum_{i'}^{n'+1} sm \cdot i' = Sm$	T_m
$xm \cdot m'2$	$xm \cdot m'$	$\sum_{i'}^{n'} xm \cdot i'$	$xm \cdot n' + 1$	Xm	
$\sum_{i=m+1}^n s_i \cdot m'2$	$\sum_{i=m+1}^n s_i \cdot m'$	$\sum_{i=m+1}^n \sum_{i'}^{n'} s_i \cdot i'$	$\sum_{i=m+1}^n s_i \cdot n' + 1$	$\sum_{i=m+1}^n S_i$	$\sum_{i=m+1}^n T_i$
$\sum_{i=m+1}^n x_i \cdot m'2$	$\sum_{i=m+1}^n x_i \cdot m'$	$\sum_{i=m+1}^n \sum_{i'}^{n'} x_i \cdot i'$	$\sum_{i=m+1}^n x_i \cdot n' + 1$	$\sum_{i=m+1}^n X_i^{(Xk)}$	
$\sum_i^n s_i \cdot m'2$	$\sum_i^n s_i \cdot m'$	$\sum_i^n \sum_{i'}^{n'} s_i \cdot i'$	$\sum_i^n s_i \cdot n' + 1$	$\sum_i^n S_i$	$\sum_i^n T_i$
$\sum_i^n x_i \cdot m'2$	$\sum_i^n x_i \cdot m'$	$\sum_i^n \sum_{i'}^{n'} x_i \cdot i'$	$\sum_i^n x_i \cdot n' + 1$	$\sum_i^n X_i^{(Xk)}$	

イ 算定

a : 単収差

n : 単当共済減収量の区分総数

i : 単当共済減収量の区分番号

m : 単収差の該当する単当共済減収量の区分番号

Pi : 単当共済減収量区分欄の中央値

s : 面積

x : 減収量

n' : 単当減収量の区分総数

i' : 単当減収量の区分番号

m' : 単収差の該当する単当減収量の区分番号

$P'i'$: 単当減収量区分欄の中央値

T : 被害組合員等数

X : 共済減収量

Xk : 皆無等耕地共済減収量

$$r = \frac{a - 20\text{kg} \times (m - 1)}{20\text{kg}}$$

$$\textcircled{1} \text{ 修正後の被害組合員等数} = \sum_i^n Ti - \sum_i^{m-1} Ti - T_{m1} \cdots (m > 1), \left(\sum_i^n Ti - T_{m1} \right) \quad (m=1 \text{ の時})$$

$$\textcircled{2} \text{ 修正後の被害面積 } \textcircled{7} - \textcircled{4} - \textcircled{7}$$

$$\textcircled{7} \sum_i^n Si - \sum_i^{m-1} Si - S_{m1} \cdots (m > 1), (m = 1 \text{ の時 } \sum_i^n Si - S_{m1})$$

以下これに準ずる。

$$\textcircled{4} \sum_{i'=1}^{m'-1} s_{m2, i'} + s_{m2, m'1}$$

$$\textcircled{7} \sum_{i=m+1}^n \sum_{i'=1}^{m'-1} s_{i, i'} + \sum_{i=m+1}^n s_{i, m'1}$$

$$\textcircled{3} \text{ 修正後の共済減収量} = \textcircled{7} - \textcircled{4} - \textcircled{7} - \textcircled{4} + \textcircled{4}$$

$$\textcircled{7} \sum_i^n Xi - \sum_i^{m-1} Xi - X_{m1} \cdots (m > 1), (m = 1 \text{ の時 } \sum_i^n Xi - X_{m1})$$

以下これに準ずる。

$$\textcircled{4} \sum_{i'=1}^{m'-1} x_{m2, i'} + x_{m2, m'1}$$

$$\textcircled{7} \sum_{i=m+1}^n \sum_{i'=1}^{m'-1} x_{i, i'} + \sum_{i=m+1}^n x_{i, m'1}$$

$$\textcircled{4} a \times \left(\sum_{i'=1}^{m'} s_{m2, i'} + \sum_{i=m+1}^n \sum_{i'=1}^{m'-1} s_{i, i'} - \sum_{i'=1}^{m'-1} s_{m2, i'} - s_{m2, m'1} - \sum_{i=m+1}^n \sum_{i'=1}^{m'-1} s_{i, i'} - \sum_{i=m+1}^n s_{i, m'1} \right)$$

$$\textcircled{4} \text{ 補完計算 (} m_1 \text{ 欄までの欄の共済減収量を必要に応じて計算する。)}$$

単収差が大きい場合又は単当減収量の小さい欄の面積が多い場合には、 m_1 又はそれ以下 ($m-1$ 、……) の欄にも共済減収量 (プラス) が残ることがあるから、逐次、共済減収量の補完計算を行うものとする。

$$m_1 \text{ 欄 } X_{m_1} - \sum_{i'=1}^{n'-1} x_{m_1, m'_i} - x_{m_1, m'_1} \\ - a \times \left(\sum_{i'=1}^i s_{m_1, i'} - \sum_{i'=1}^{n'-1} s_{m_1, m'_i} - s_{m_1, m'_1} \right) \\ \dots\dots\dots \text{マイナスの時は0とする。}$$

(m - 1) 欄……………
 $\vdots$

なお、被害組員等数、被害面積については補完計算を行わないものとする。

	算 式
$i = m$ 欄 の 内 訳	$X_m \div \sum_{i'=1}^{n'} s_{m, i'} = \dot{P}_m$ $P_{m_1} \times \frac{\dot{P}_m}{P_m} = \dot{P}_{m_1} \left(\begin{array}{l} \dot{P}_{m_1} < \{ 20 \times (m-1) + 1 \} \text{ の時} \\ \dot{P}_{m_1} = \{ 20 \times (m-1) + 1 \} \\ \dot{P}_{m_1} > a \text{ の時 } \dot{P}_{m_1} = a \end{array} \right)$ $P_{m_2} \times \frac{\dot{P}_m}{P_m} = \dot{P}_{m_2} \left(\begin{array}{l} \dot{P}_{m_2} < a + 1 \text{ の時 } \dot{P}_{m_2} = a + 1 \\ \dot{P}_{m_2} > 20 \times m \text{ の時 } \dot{P}_{m_2} = 20 \times m \end{array} \right)$ $\dot{P}_{m_1} \times \sum_{i'=1}^{n'} s_{m_1, i'} + \dot{P}_{m_2} \times \left(\sum_{i'=1}^{n'} s_{m, i'} - \sum_{i'=1}^{n'} s_{m_1, i'} \right) = X_m$ $* \sum_{i'=1}^{n'} s_{m_1, i'} = \frac{X_m - \dot{P}_{m_2} \sum_{i'=1}^{n'} s_{m, i'}}{\dot{P}_{m_1} - \dot{P}_{m_2}}$ $\sum_{i'=1}^{n'} s_{m_1, i'} \div \sum_{i'=1}^{n'} s_{m, i'} = R$ m_1 欄の共済減収量は $\dot{P}_{m_1} \sum_{i'=1}^{n'} s_{m_1, i'}$ により求め、その他の欄は、m 欄に R を乗じて求める。ただし、$S_{m_1} = \sum_{i'=1}^{n'} s_{m_1, i'} + s_{m_1, n'+1}$ とする。 m_2 欄は、m 欄から m_1 欄を差引いて求める。
$i' = m'$ 欄 の 内 訳	m'_1 欄の面積は m' 欄の面積に r を乗じて求める。 m'_1 欄の減収量は、m'_1 欄の単当減収量の中央値 ($P'_{m'_1}$) に m'_1 欄の面積を乗じて求める。 m'_2 欄は、m' 欄から m'_1 欄を差引いて求める。 (ただし、$x_{i, m'_1} > x_{i, m'}$ の時は、$x_{i, m'_1} = x_{i, m'}$ とする。)

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量別				区 分	単 当 減			
					$\sim 20 \times (-m')$	$\{20 \text{ kg} \times (-m'+1)\} \sim 20 \text{ kg} \times (-m') + 1$	左 欄 の	
							$-a \sim 20 \text{ kg} \times (-m') + 1$	
半相殺方式超過被害組合員等		P_i	i	P'_i		$-P'_{-m'}$	$-P'_{-m'}2$	
				i'		$-m'$	$-m'2$	
	計			被害面積 (a)		$\sum_i^n s_i - m'$	$\sum_i^n s_i - m'2$	
				減 収 量 (kg)		$\sum_i^n x_i - m'$	$\sum_i^n x_i - m'2$	
半相殺方式超過被害以下の被害組合員等	0 kg ~ -19kg		$-P_{-1}$	-1	被害面積 (a)		$s_{-1} - m'$	$s_{-1} - m'2$
					減 収 量 (kg)		$x_{-1} - m'$	$x_{-1} - m'2$
	下欄の内訳	$\{20 \text{ kg} \times (-m+1)\} \sim -a+1$	$-P_{m1}$	$-m1$	被害面積 (a)		$s_{-m1} - m'$	$s_{-m1} - m'2$
					減 収 量 (kg)		$x_{-m1} - m'$	$x_{-m1} - m'2$
		$-a \sim 20 \text{ kg} \times (-m) + 1$	$-P_{m2}$	$-m2$	被害面積 (a)		$s_{-m2} - m'$	$s_{-m2} - m'2$
					減 収 量 (kg)		$x_{-m2} - m'$	$x_{-m2} - m'2$
	$\{20 \text{ kg} \times (-m+1)\} \sim \{20 \text{ kg} \times (-m)\} + 1$		$-P_{-m}$	$-m$	被害面積 (a)		$s_{-m} - m'$	$s_{-m} - m'2$
					減 収 量 (kg)		$x_{-m} - m'$	$x_{-m} - m'2$

収 量 別			收穫皆無、 移植不能又は 発芽不能、 転作等	被 害 面 積	被 害 組合員等 (戸)
内 訳		小 計 (1kg以上)			
$\{20\text{kg} \times (-m' + 1)\}$ $\sim -a + 1$	-19kg~0kg				
$-P'_{-m'1}$			$n' + 1$	共済減収量	
$-m'1$	-1				
$\sum_i^n s_{i-m'1}$	$\sum_i^n s_{i-1}$	$\sum_i^n \sum_{i'}^{n'} s_{i \cdot i'}$	$\sum_i^n s_{i \cdot n' + 1}$	$\sum_i^{n' + 1} \sum_{i'} s_{i \cdot i'} = \sum_i^n S_i$	$\sum_i^n T_i$
$\sum_i^n x_{i-m'1}$	$\sum_i^n x_{i-1}$	$\sum_i^n \sum_{i'}^{n'} x_{i \cdot i'}$	$\sum_i^n x_{i \cdot n' + 1}$	$\sum_i^n X_i$	
$s_{-1 \cdot -m'1}$	$s_{-1 \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} s_{-1 \cdot i'}$	$s_{-1 \cdot n' + 1}$	$\sum_{i'}^{n' + 1} s_{-1 \cdot i'} = S_{-1}$	T_{-1}
$x_{-1 \cdot -m'1}$	$x_{-1 \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} x_{-1 \cdot i'}$	$x_{-1 \cdot n' + 1}$	X_{-1}	
$s_{-m1 \cdot -m'1}$	$s_{-m1 \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} s_{-m1 \cdot i'}$	$s_{-m1 \cdot n' + 1}$	$\sum_{i'}^{n' + 1} s_{-m1 \cdot i'} = S_{-m1}$	T_{-m1}
$x_{-m1 \cdot -m'1}$	$x_{-m1 \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} x_{-m1 \cdot i'}$	$x_{-m1 \cdot n' + 1}$	X_{-m1}	
$s_{-m2 \cdot -m'1}$	$s_{-m2 \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} s_{-m2 \cdot i'}$	$s_{-m2 \cdot n' + 1}$	$\sum_{i'}^{n' + 1} s_{-m2 \cdot i'} = S_{-m2}$	T_{-m2}
$x_{-m2 \cdot -m'1}$	$x_{-m2 \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} x_{-m2 \cdot i'}$	$x_{-m2 \cdot n' + 1}$	X_{-m2}	
$s_{-m \cdot -m'1}$	$s_{-m \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} s_{-m \cdot i'}$	$s_{-m \cdot n' + 1}$	$\sum_{i'}^{n' + 1} s_{-m \cdot i'} = S_{-m}$	T_{-m}
$x_{-m \cdot -m'1}$	$x_{-m \cdot -1}$	$\sum_{i'}^{n'} x_{-m \cdot i'}$	$x_{-m \cdot n' + 1}$	X_{-m}	

イ 算定

a : 単収差 (単収差、単当減収量、単当共済減収量…絶対値)

n : 単当共済減収量の区分総数

i : 単当共済減収量の区分番号

$-m$: 単収差の該当する単当共済減収量の区分番号

Pi : 単当共済減収量区分欄の中央値

s : 面積

x : 減収量

n' : 単当減収量の区分総数

i' : 単当減収量の区分番号

$-m'$: 単収差の該当する単当減収量の区分番号

$P'i'$: 単当減収量区分欄の中央値

T : 被害組合員等数

X : 共済減収量

$$r = \frac{a - 20\text{kg} \times (m' - 1)}{20\text{kg}}$$

$$\textcircled{1} \text{ 修正後の被害組合員等数} = \sum_i^n Ti + \sum_i^{m-1} Ti + T_{-m_1}$$

$$\dots\dots (-m < -1), (-m = -1 \text{ の時 } \sum_i^n Ti + T_{-m_1})$$

$$\textcircled{2} \text{ 修正後の被害面積} = \textcircled{7} + \textcircled{4} + \textcircled{7}$$

$$\textcircled{7} \sum_i^n Si + \sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si \dots\dots (-m' < -1), (-m = -1 \text{ の時 } \sum_i^n Si + \sum_i^{m-1} Si)$$

以下これに準ずる。

$$\textcircled{4} \sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si$$

$$\textcircled{7} S_{-m_1} + \sum_i^{m-1} S_{-m_1} + S_{-m_1-m'_1}$$

$$\textcircled{3} \text{ 修正後の共済減収量} = \textcircled{7} + \textcircled{4} + \textcircled{7} + \textcircled{9}$$

$$\textcircled{7} \sum_i^n Xi + a \times (\sum_i^n Si + \sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si) + \sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si$$

$$\dots\dots (-m < -1), (-m = -1 \text{ の時 } \sum_i^n Xi + a \times (\sum_i^n Si + \sum_i^{m-1} Si) + \sum_i^{m-1} Si)$$

以下これに準ずる。

$$\textcircled{4} a \times (\sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si) + \sum_i^{m-1} Xi + \sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si$$

$$\textcircled{7} a \times (\sum_i^{m-1} Si + \sum_i^{m-1} Si + S_{-m_1-m'_1}) + X_{-m_1} + \sum_i^{m-1} Si + S_{-m_1-m'_1}$$

$$\textcircled{9} \text{ 補完計算 } (-m_2 \text{ 欄以降の欄の共済減収量を必要に応じて計算する。})$$

単収差が大きい場合又は単当減収量の小さい欄の面積が多い場合には、 $-m_2$ 又はそれ以下 ($-m-1, \dots\dots$) の欄にも共済減収量 (プラス) が生ずることがあるから、逐次

共済減収量の補完計算を行うものとする。

$$-m_2 \text{ 欄 } X_{-m_2} + \sum_{i'}^{m'+1} x_{-m_2 \cdot i'} + x_{-m_2 \cdot m'_1} + a \times \left(\sum_{i'}^N s_{-m_2 \cdot i'} + \sum_{i'}^{m'+1} s_{-m_2 \cdot i'} + S_{-m_2 \cdot -m'_1} \right)$$

……マイナスの時は0とする。

$-m-1$ 欄 ……

なお、被害組合員等数、被害面積については補完計算を行わないものとする。

	算 式
$i=-m$ 欄 の 内 訳	$ X_{-m} \div \sum_{i'}^{n'} s_{-m \cdot i'} = \dot{P}_{-m}$ $P_{-m_1} \times \frac{\dot{P}_{-m}}{P_{-m}} = \dot{P}_{-m_1}$ $P_{-m_2} \times \frac{\dot{P}_{-m}}{P_{-m}} = \dot{P}_{-m_2}$ $\dot{P}_{-m_1} \times \sum_{i'}^{n'} s_{-m_1 \cdot i'} + \dot{P}_{-m_2} \times \left(\sum_{i'}^{n'} s_{-m \cdot i'} - \sum_{i'}^{n'} s_{-m_1 \cdot i'} \right) = X_{-m}$ $*$ $\sum_{i'}^{n'} s_{-m_1 \cdot i'} = \frac{X_{-m} - \dot{P}_{-m_2} \sum_{i'}^{n'} s_{-m \cdot i'}}{\dot{P}_{-m'_1} - \dot{P}_{-m'_2}}$ $\sum_{i'}^{n'} s_{-m_1 \cdot i'} \div \sum_{i'}^{n'} s_{-m \cdot i'} = R$ $-m_1$ 欄の共済減収量は $\dot{P}_{-m_1} \times \sum_{i'}^{n'} s_{-m_1 \cdot i'}$ により求め、その他の欄は m 欄に R を乗じて求める。 ただし $S_{-m_1} = \sum_{i'}^{n'} s_{-m_1 \cdot i'} + s_{-m_1 \cdot n'+1}$ とする。 $-m_2$ 欄は $-m$ 欄から $-m_1$ 欄を差引いて求める。
$i'=-m'$ 欄 の 内 訳	$-m'_1$ 欄の面積は、 $-m'$ 欄の面積に r を乗じて求める。 $-m'_1$ 欄の減収量は、 $-m_1$ 欄の単当減収量の中央値 ($-P'_{-m'_1}$) に $-m'_1$ 欄の面積を乗じて求める。 $-m'_2$ 欄は、 $-m'$ 欄から $-m'_1$ 欄を差引いて求める。 (ただし $x_{i \cdot -m'_1} < x_{i \cdot -m'}$ の時は $x_{i \cdot -m'_1} = x_{i \cdot -m'}$)

(参照) 計算例

(1) 単収差がプラスの場合
ア 組合等当初評価高

単当共済減収量		区分	被害面積、減収量								被害被組合員等数 (戸)	
	Pi		i	被害面積、減収量別								
				単当減収量				減収量				
				1kg~20kg	21~25	26~40	41~	小計 (1kg以上)	收穫皆無、 移植不能 又は発芽 不能、転 作等	被害面積		共済減収量
1kg~20kg	10.5kg	1	被害面積(a)	1,825	443	1,327	1,770		9,185	150	9,335	100
			減収量(kg)	1,785	1,019	4,151	5,170		90,170	4,600	14,255	
下欄	21~25	(2 ₁)	被害面積(a)	144	26	79	105		* 897	25	922	10
			減収量(kg)	169	60	249	309		7,350	872	1,946	
内訳	26~40	(2 ₂)	被害面積(a)	436	79	236	315		2,703	75	2,778	30
			減収量(kg)	511	182	749	931		22,170	2,628	8,434	
21~40	30.5 (28.8)	2	被害面積(a)	580	105	315	420		3,600	100	3,700	40
			減収量(kg)	680	242	998	1,240		29,520	3,500	10,380	
41~		3~	被害面積(a)	26	18	52	70		1,880	240	2,120	45
			減収量(kg)	26	41	169	210		26,732	10,100	18,268	
計			被害面積(a)	2,431	566	1,694	2,260		14,665	490	15,155	185
			減収量(kg)	2,491	1,302	5,318	6,620		146,422	18,200	42,003	
半相殺方式超過被害組合員等												

イ 算定 単収差 25kg

$$r = \frac{25 \text{ kg} - 20 \text{ kg} \times (2 - 1)}{20 \text{ kg}} = \frac{5 \text{ kg}}{20 \text{ kg}} = 0.25$$

① 修正後の被害組合員等数=185戸-100戸-10戸=75戸

② 修正後の被害面積=①-①-①=4,339a

③ 15,155a-9,335a-922a=4,898a

④ 436a+79a=515a

⑤ 26a+18a=44a

⑥ 修正後の共済減収量=⑦-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿=15,882kg

⑦ 42,903kg-14,255kg-1,946kg=26,702kg

⑧ 511kg+182kg=693kg

⑨ 26kg+41kg=67kg

⑩ 25kg×(2,703a+1,880a-436a-79a-26a-18a)=10,060kg

⑪ 補完計算(2)欄までの欄の共済減収量)

(2)欄 1,946kg-169kg-60kg-25kg×(897a-144a-26a)=

-101kg→0

$i = 2$ 欄 の 内 訳	$10,380 \text{ kg} \div 3,600 \text{ a} = 28.8 \text{ kg}$ $23.0 \text{ kg} \times \frac{28.8 \text{ kg}}{30.5 \text{ kg}} = 23.0 \times 0.944 = 21.7 \text{ kg (1a 当たり 2.17 kg)}$ $33.0 \text{ kg} \times \frac{28.8 \text{ kg}}{30.5 \text{ kg}} = 33.0 \times 0.944 = 31.2 \text{ kg (1a 当たり 3.12 kg)}$ $2.17 \text{ kg} \times s + 3.12 \text{ kg} \times (3,600 \text{ a} - s) = 10,380 \text{ kg} \quad s = *897 \text{ a}$ $897 \text{ a} \div 3,600 \text{ a} = 0.249$ (2 ₁) 欄の共済減収量は $2.17 \text{ kg} \times 897 \text{ a}$ により求め、その他は2欄に0.249を乗じて求める。 ただし、被害面積の計は $897 \text{ a} + 25 \text{ a} = 922 \text{ a}$ とする。 (2 ₂) 欄は2欄から(2 ₁)欄を差引いて求める。
$i' = 2$ 欄 の内 訳	(2 ₁) 欄の面積は2欄の面積に0.25を乗じて求める。 (2 ₁) 欄の減収量は(2 ₁) 欄の単当減収量の中央値 23.0 kg に(2 ₁) 欄の面積を乗じて求める。 (2 ₂) 欄は2欄から(2 ₁)欄を差引いて求める。

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済減収量				区分	被害面積、減収量							被害面積 被面 共済 減収量	被害 組合員 等数 (戸)				
		Pi	i		単当減収量別					收穫皆無、 移植不能 又は発芽 不能、転 作等							
					左の内訳				小計 (1kg以上)								
					-39~ -40kg	-39~ -20	-39~ -25	-24~ -20			-19~0						
					Pi'	-29.5 kg	-2	(-2a)	(-2a)	-22.0	-1						
半相殺 方式超 過被害 以下の 被害組 合員等	計	0kg~ -19kg	kg -9.5	-1	被害面積(a)		1,200	900	300	1,820	14,665	490	15,155	185			
					減収量(kg)		-3,480	-2,820	-	660	-1,778	146,422	18,200		42,903		
					被害面積(a)		180	135	45	200	1,126		1,126			14	
					減収量(kg)		-532	-433	-	99	-206	9,922			-526		
	下欄内訳		-20~ -24	-22.0	(-2a)	被害面積(a)		23	17	6	34	*	223	223	3		
減収量(kg)							-59	-46	-	13	-31	1,677		-446			
被害面積(a)							53	40	13	79	510		510			7	
減収量(kg)							-134	-105	-	29	-70	3,841		-1,372			
被害組 合員等		-20~-39	-29.5 (-24.8)	-2	被害面積(a)		76	57	19	113	733		733	10			
					減収量(kg)		-193	-151	-	42	-101	5,518			-1,818		
					被害面積(a)												
					減収量(kg)												

イ 算定 単収差 -25kg (25kg) (単収差、単当減収量、単当共

済減収量……絶対値)

$$\textcircled{2} 223a + 34a + 6a = 263a$$

$$\textcircled{3} \text{修正後の共済減収量} = \textcircled{7} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = 85, 227 \text{ kg}$$

$$\textcircled{7} 42,903 \text{ kg} + 25 \text{ kg} \times (14,665a + 1,820a + 300a) - 1,778 \text{ kg} - 660 \text{ kg}$$

$$= 82, 428 \text{ kg}$$

$$\textcircled{1} 25 \text{ kg} \times (1,126a + 200a + 45a) - 526 \text{ kg} - 206 \text{ kg} - 99 \text{ kg} = 2, 597 \text{ kg}$$

$$\textcircled{2} 25 \text{ kg} \times (223a + 34a + 6a) - 446 \text{ kg} - 31 \text{ kg} - 13 \text{ kg} = 168 \text{ kg}$$

$$\textcircled{5} \text{補完計算} ((-2a) \text{欄以降の欄の共済減収量})$$

$$(-2a) \text{欄} -1, 372 \text{ kg} - 70 \text{ kg} - 29 \text{ kg} + 25 \text{ kg} \times (510a + 79a + 13a)$$

$$= 34 \text{ kg}$$

$$r = \frac{25 \text{ kg} - 20 \text{ kg} \times (2 - 1)}{20 \text{ kg}} = 0.25$$

$$\textcircled{1} \text{修正後の被害組合員等数} = 185 \text{ 戸} + 14 \text{ 戸} + 3 \text{ 戸} = 202 \text{ 戸}$$

$$\textcircled{2} \text{修正後の被害面積} = \textcircled{7} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = 18, 909 \text{ a}$$

$$\textcircled{7} 15, 155a + 1, 820a + 300a = 17, 275a$$

$$\textcircled{4} 1, 126a + 200a + 45a = 1, 371a$$

$i = -2$ 欄 の 内 訳	$1,818 \text{ kg} \div 733 \text{ a} = 24.8 \text{ kg}$ $22.0 \text{ kg} \times \frac{24.8 \text{ kg}}{29.5 \text{ kg}} = 18.5 \text{ kg} \rightarrow 20.0 \text{ kg} (1\text{a 当たり } 2.00 \text{ kg})$ $32.0 \text{ kg} \times \frac{24.8 \text{ kg}}{29.5 \text{ kg}} = 26.9 \text{ kg} \quad (1\text{a 当たり } 2.69 \text{ kg})$ $2.00 \text{ kg} \times s + 2.69 \text{ kg} \times (733 \text{ a} - s) = 1,818 \text{ kg} \quad s = * 223 \text{ a}$ $223 \text{ a} \div 733 \text{ a} = 0.304$ (−2 ₁) 欄の共済減収量は、 $2.00 \text{ kg} \times 223 \text{ a}$ により求め、その他は (−2) 欄に 0.304 を乗じて求める。ただし、被害面積の計は $223 \text{ a} + 0 \text{ a} = 223 \text{ a}$ とする。 (−2 ₂) 欄は (−2) 欄から (−2 ₁) 欄を差引いて求める。
$i' = -2$ 欄 の 内 訳	(−2 ₁) 欄の面積は、(−2) 欄の面積に 0.25 を乗じて求める。 (−2 ₁) 欄の減収量は、(−2 ₁) 欄の単当減収量の中央値 (−22.0 kg) に (−2 ₁) 欄の面積を乗じて求める。 (−2 ₂) 欄は (−2) 欄から (−2 ₁) 欄を差引いて求める。

〔3〕全相殺方式

下記算式による。この場合、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入する組合員等に係る共済減収量及び耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となつた組合員等に係る共済減収量は修正を行わないものとする。

なお、麦について、売渡数量により収穫量を調査する場合は、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡す組合員等に係る共済減収量についても修正は行わないものとし、また、以下の表中「すべての収穫物を施設に搬入する組合員等及びすべての耕地が収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等耕地の組合員等」とあるのは「すべての収穫物を売り渡す組合員等及びすべての耕地が収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等耕地の組合員等」と読み替えるものとする。

計算式Ⅴ

この方法は、既報告の組合等当初評価高報告書添付書に基づいて組合等（種別区分）ごとの全相殺方式超過被害に係る損害高を概算する方法である。また、組合等当初評価高報告書添付書につき単収差の該当する（又はそれ以外の）単当共済減収量の区分の被害組合員等数、引受面積、全筆調査耕地面積及び共済減収量を単当共済減収量の 1 キログラム刻みに報告させ、本計算に準じて計算して差し支えない。

なお、単収差の該当する区分について報告を求める場合、1 キログラム刻みの全筆調査耕地面積等を、単収差以下と単収差を超えるものの 2 区分にまとめて、報告させて差し支えない。

(1) 単収差がプラスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済 減収量	単当共済減収量別							小計	すべての収穫物を施設に搬入する組合員等及びすべての耕地が収穫者無、移植(発芽)不能、転作等耕地の組合員等	合計
	kg 1~20	kg 21~40	kg 41~60	kg 61~80	kg 81~100					
区分番号	1	2	3	4	5		n		n+1	
全相殺方式超過被害組合員等数(戸)	T ₁	T ₂	T ₃	T ₄	T ₅		T _n	$\sum_i T_i$	T _{n+1}	$\sum_i^{n+1} T_i$
引受面積(a)	S ₁	S ₂	S ₃	S ₄	S ₅		S _n	$\sum_i S_i$	S _{n+1}	$\sum_i^{n+1} S_i$
全筆調査(a) 耕地面積	Sa ₁	Sa ₂	Sa ₃	Sa ₄	Sa ₅		Sa _n	$\sum_i Sa_i$	Sa _{n+1}	$\sum_i^{n+1} Sa_i$
共済減収量(kg)	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅		X _n	$\sum_i X_i$	X _{n+1}	$\sum_i^{n+1} X_i$

イ 算定

a : 単収差

n : 単当共済減収量の区分総数

i : 単当共済減収量の区分番号

m : 単収差に該当する単当共済減収量の区分番号

全相殺方式超過被害組合員等数

$$\sum_i^{n+1} T_i - \sum_i^m T_i - \left(T_m \times \frac{a - 20\text{kg} \times (m-1)}{20\text{kg}} \right) = T'$$

全相殺方式超過被害組合員等の引受面積

$$\sum_i^{n+1} S_i - \sum_i^m S_i - \left(S_m \times \frac{a - 20\text{kg} \times (m-1)}{20\text{kg}} \right) = S'$$

全相殺方式超過被害組合員等の全筆調査耕地の面積

$$\sum_i^{n+1} Sa_i - \sum_i^m Sa_i - \left(Sa_m \times \frac{a - 20\text{kg} \times (m-1)}{20\text{kg}} \right) = Sa'$$

共済減収量

$$\sum_i^{n+1} X_i - \sum_i^m X_i - \left(\frac{a + (20\text{kg} \times (m-1) + 1\text{kg})}{2} \times Sa_m \times \frac{a - 20\text{kg} \times (m-1)}{20\text{kg}} \right) - (a \times Sa') = X'$$

$$- (a \times Sa') = X'$$

(注) 単収差が単当共済減収量の程度別の刻みの収量にあたる
とき
の共済減収量の計算式は次式となる。

$$\sum_i^{n+1} X_i - \sum_i^m X_i - (a \times Sa') = X'$$

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済 減収量	単当共済減収量別						合 計
	kg 1 ~ 20	kg 21 ~ 40	kg 41 ~ 60	kg 61 ~ 80	kg 81 ~ 100	小 計	
区分番号	1	2	3	4	5	n	n + 1
全相殺方式超過被害 組合員等数 (戸)	T ₁	T ₂	T ₃	T ₄	T ₅	T _n	T _n + 1
引 受 面 積 (a)	S ₁	S ₂	S ₃	S ₄	S ₅	S _n	S _n + 1
全 筆 調 査 (a) 耕 地 面 積	Sa ₁	Sa ₂	Sa ₃	Sa ₄	Sa ₅	Sa _n	Sa _n + 1
共 済 減 収 量 (kg)	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅	X _n	X _n + 1
							$\sum_{i=1}^{n+1} T_i$
							$\sum_{i=1}^{n+1} S_i$
							$\sum_{i=1}^{n+1} S_{a_i}$
							$\sum_{i=1}^{n+1} X_i$

全相殺方式超過被害以下の被害組合員等の「引受収量 - 見込収獲量」の程度別戸数、面積
全筆調査耕地面積

収 量 刻 み	0 ~ 19kg	20 ~ 39kg	40 ~ 59kg	60 ~ 79kg	
区 分 番 号	1	2	3	4	
全相殺方式超過被害以下の被害組合員等数 (戸)	t ₁	t ₂	t ₃	t ₄	
引 受 面 積 (a)	s ₁	s ₂	s ₃	s ₄	
全 筆 調 査 耕 地 面 積 (a)	sa ₁	sa ₂	sa ₃	sa ₄	

イ 算 定

a : 単収差 (絶対値)

n : 全相殺方式超過被害組合員等の単当共済減収量の区分総数

i : 全相殺方式超過被害組合員等の単当共済減収量の区分番号

l : 単収差の該当する全相殺方式超過被害以下の被害組合員等数、面積の区分番号

j : 全相殺方式超過被害以下の被害組合員等数、面積の区分番号

全相殺方式超過被害組合員等数

$$\sum_{i=1}^{n+1} T_i + \sum_{j=1}^{l-1} t_j + \left(t_l \times \frac{a - 20\text{kg}(l-1)}{20\text{kg}} \right) = T'$$

全相殺方式超過被害組合員等の引受面積

$$\sum_{i=1}^{n+1} S_i + \sum_{j=1}^{l-1} s_j + \left(s_l \times \frac{a - 20\text{kg}(l-1)}{20\text{kg}} \right) = S'$$

全相殺方式超過被害組合員等の全筆調査耕地面積

$$\sum_{i=1}^{n+1} S_{a_i} + \sum_{j=1}^{l-1} s_{a_j} + \left(s_{a_l} \times \frac{a - 20\text{kg}(l-1)}{20\text{kg}} \right) = S_{a'}$$

共済減収量

$$\sum_{i=1}^{n+1} X_i + \left(a \times \sum_{i=1}^n s_i \right) + \sum_{j=1}^{l-1} \left(\frac{a - 20\text{kg} \times (j-1)}{2} \right) + \left(\frac{a - 20\text{kg} \times (l-1)}{2} + 1\text{kg} \times s_{a_l} \times \frac{a - 20\text{kg} \times (l-1)}{20\text{kg}} \right) = X'$$

(参照) 計算例

(1) 単収差がプラスの場合

ア 組合等当初評価高

単当共済 減収量	単当共済減収量別								小 計	すべての収獲物を施設に搬入する組合 員等及びすべての耕地が収獲皆無、移 植(発芽)不能、転作等耕地の組合員等	合 計						
	kg 1 ~20		kg 21 ~40		kg 41 ~60		kg 61 ~80					kg 81 ~100		kg 101 ~120		kg 121 ~140	
	1	2	3	4	5	6	7	8									
区 分																	
全相殺方式超過被害 組合員等数(戸)	100	40	36	15	13	5	4		213	26				239			
引 受 面 積 (a)	33,430	13,420	1,080	495	453	125	126		49,129	1,140				50,269			
全筆調査(a) 耕地面積	14,320	715	480	282	217	83	43		16,140					16,140			
共済減収量(kg)	14,255	2,120	2,325	2,020	1,952	895	535		24,102	7,483				31,585			

イ 算定

単収差 45kg

単収差の該当する区分番号 3

全相殺方式超過被害組合員等数

$$239戸 - 100戸 - 40戸 - \left(36戸 \times \frac{45kg - 20kg(3-1)}{20kg} \right) = 90戸$$

全相殺方式超過被害組合員等の引受面積

$$50,269a - 33,430a - 13,420a - \left(1,080a \times \frac{45kg - 20kg(3-1)}{20kg} \right) = 3,149a$$

全相殺方式超過被害組合員等の全筆調査耕地面積

$$16,140a - 14,320a - 715a - \left(480a \times \frac{45kg - 20kg(3-1)}{20kg} \right) = 985a$$

共済減収量

$$31,585kg - 14,255kg - 2,120kg - \left(\frac{45kg + \{ 20kg(3-1) + 1kg \}}{2} \right) \times 480a \times \frac{45kg - 20kg(3-1)}{20kg} = 10,262kg$$

$$= 10,262kg$$

了 組合等当初評価高

全相模方式超過被害以下の被害組合員等の
引受収量一見込収獲量
全葉調査耕地面積
の程度別戸数、面積

一定算

單収差 -44kg (44)

3 番号の組合員等以下の被害超過被害する方式殺相全の差収単

全相殺方式超過被害組合員等数

$$132戸 + 15戸 + 14戸 + \left(7戸 \times \frac{44kg - 20kg (3-1)}{20kg} \right) = 162戸$$

全相殺方式超過被害組合員等の引受面積

$$3,965a + 425a + 495a + \left(235a \times \frac{44\text{kg} - 20\text{kg}}{20\text{kg}} (3-1) \right) = 4,932a$$

全相殺方式超過被害組合等の全筆調査耕地面積

$$2,280a + 350a + 260a + \left(170a \times \frac{44\text{ kg} - 20\text{ kg} (3-1)}{20\text{ kg}} \right) = 2,924a$$

共濟滅收量

$$12, 077 \text{ kg} + (44 \text{ kg} \times 2, 280 \text{ a}) + \left(\frac{(44 \text{ kg} - 20 \text{ kg} (1-1)) + ((44 \text{ kg} + 1 \text{ kg}) - 20 \text{ kg} \times 1)}{2} \times 350 \text{ a} \right) + \left(\frac{(44 \text{ kg} - 20 \text{ kg} (2-1)) + ((44 \text{ kg} + 1 \text{ kg}) - 20 \text{ kg} \times 2)}{2} \times 260 \text{ a} \right) + \left(\frac{(44 \text{ kg} - 20 \text{ kg} (3-1)) + (1 \text{ kg} \times 170 \text{ a} \times \frac{44 \text{ kg} - 20 \text{ kg} (3-1)}{20 \text{ kg}})}{2} \right) = 23, 703 \text{ kg}$$

ア 組合等当初評価高

引 受 単 収 (M)	区 分 番 号 (K)	単当共済減収量	1 kg~20 kg	21 ~40		181~200	201~220
		区 分 番 号 (i)	1	2		10	11
M_1	1	面 積 (a)	$S_{1 \cdot 1}$	$S_{1 \cdot 2}$		$S_{1 \cdot 10}$	$S_{1 \cdot 11}$
		共済減収量 (kg)	$X_{1 \cdot 1}$	$X_{1 \cdot 2}$		$X_{1 \cdot 10}$	$X_{1 \cdot 11}$
M_2	2	面 積 (a)	$S_{2 \cdot 1}$	$S_{2 \cdot 2}$		$S_{2 \cdot 10}$	$S_{2 \cdot 11}$
		共済減収量 (kg)	$X_{2 \cdot 1}$	$X_{2 \cdot 2}$		$X_{2 \cdot 10}$	$X_{2 \cdot 11}$
M_3	3	面 積 (a)	$S_{3 \cdot 1}$	$S_{3 \cdot 2}$		$S_{3 \cdot 10}$	$S_{3 \cdot 11}$
		共済減収量 (kg)	$X_{3 \cdot 1}$	$X_{3 \cdot 2}$		$X_{3 \cdot 10}$	$X_{3 \cdot 11}$
M_4	4	面 積 (a)	$S_{4 \cdot 1}$	$S_{4 \cdot 2}$		$S_{4 \cdot 10}$	$S_{4 \cdot 11}$
		共済減収量 (kg)	$X_{4 \cdot 1}$	$X_{4 \cdot 2}$		$X_{4 \cdot 10}$	$X_{4 \cdot 11}$
...	...	面 積 (a)					
		共済減収量 (kg)					
...	R	面 積 (a)					
		共済減収量 (kg)					
計	...	面 積 (a)	$\sum_K^R S_{K \cdot 1}$	$\sum_K^R S_{K \cdot 2}$		$\sum_K^R S_{K \cdot 10}$	$\sum_K^R S_{K \cdot 11}$
		共済減収量 (kg)	$\sum_K^R X_{K \cdot 1}$	$\sum_K^R X_{K \cdot 2}$		$\sum_K^R X_{K \cdot 10}$	$\sum_K^R X_{K \cdot 11}$

221~240	241~260	261~280	281~300			計
12	13	14	15		n	
$S_{1 \cdot 12}$	$S_{1 \cdot 13}$					$\sum_i^n S_{1 \cdot i}$
$X_{1 \cdot 12}$	$X_{1 \cdot 13}$					$\sum_i^n X_{1 \cdot i}$
$S_{2 \cdot 12}$	$S_{2 \cdot 13}$	$S_{2 \cdot 14}$				$\sum_i^n S_{2 \cdot i}$
$X_{2 \cdot 12}$	$X_{2 \cdot 13}$	$X_{2 \cdot 14}$				$\sum_i^n X_{2 \cdot i}$
$S_{3 \cdot 12}$	$S_{3 \cdot 13}$	$S_{3 \cdot 14}$	$S_{3 \cdot 15}$			$\sum_i^n S_{3 \cdot i}$
$X_{3 \cdot 12}$	$X_{3 \cdot 13}$	$X_{3 \cdot 14}$	$X_{3 \cdot 15}$			$\sum_i^n X_{3 \cdot i}$
$S_{4 \cdot 12}$	$S_{4 \cdot 13}$	$S_{4 \cdot 14}$	$S_{4 \cdot 15}$			$\sum_i^n S_{4 \cdot i}$
$X_{4 \cdot 12}$	$X_{4 \cdot 13}$	$X_{4 \cdot 14}$	$X_{4 \cdot 15}$			$\sum_i^n X_{4 \cdot i}$
.....						
.....						
.....						
.....						
$\sum_K^R S_{K \cdot 12}$	$\sum_K^R S_{K \cdot 13}$	$\sum_K^R S_{K \cdot 14}$	$\sum_K^R S_{K \cdot 15}$		$\sum_K^R S_{K \cdot n}$	$\sum_K^R \sum_i^n S_{K \cdot i}$
$\sum_K^R X_{K \cdot 12}$	$\sum_K^R X_{K \cdot 13}$	$\sum_K^R X_{K \cdot 14}$	$\sum_K^R X_{K \cdot 15}$		$\sum_K^R X_{K \cdot n}$	$\sum_K^R \sum_i^n X_{K \cdot i}$

第13 半相殺方式における組合等当初評価高の半相殺方式超過被害組合員等の被害面積及び減収量を連合会の単収差により修正する方法

半相殺方式における組合等当初評価高の半相殺方式超過被害組合員等の単当減収量別被害面積及び減収量の修正を次により修正する。

被害面積及び減収量の修正は第12の〔Ⅰ〕による修正方法に準じ、単収差（見回り調査結果を共済減収率として使用した組合等については第14の〔Ⅱ〕の（2）のイの単当修正量）を用いて各欄ごとに行う。なお、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地は修正の対象としないものとする。修正結果は必ずしも連合会当初評価高による半相殺方式超過被害組合員等の被害面積、減収量とは一致しない。

特例半相殺方式にあつても、この修正方法に準じて行うものとする。

計 算 式 VI

(1) 単収差がプラスの場合

単収差が21kg以上の場合は、(甲)欄を利用して、初めに欄を移動させた上、(乙)欄によって端数の計算を行う。

	単当減収 量別	1kg～20kg	21～40	41～60	61～80			計
		$i' = 1$	2	3	4		n'	
ア 組合等当 初評価高	被害面積	$\sum_i^n si \cdot 1 = (s)_1$	$\sum_i^n si \cdot 2 = (s)_2$	$\sum_i^n si \cdot 3 = (s)_3$	$\sum_i^n si \cdot 4 = (s)_4$			$\sum_{i'}^{n'} si \cdot i' = \sum_{i'}^{n'} (s)i'$
	減 収 量	$\sum_i^n xi \cdot 1 = (x)_1$	$\sum_i^n xi \cdot 2 = (x)_2$	$\sum_i^n xi \cdot 3 = (x)_3$	$\sum_i^n xi \cdot 4 = (x)_4$			$\sum_{i'}^{n'} xi \cdot i' = \sum_{i'}^{n'} (x)i'$
イ 算 定	被害面積	$(s)'_1$	$(s)'_2$	$(s)'_3$				$\sum_{i'}^{n'} (s)i'$
	減 収 量	$(x)'_1$	$(x)'_2$	$(x)'_3$				$\sum_{i'}^{n'} (x)i'$
	被害面積	$(s)''_1$	$(s)''_2$	$(s)''_3$				$\sum_{i'}^{n'} (s)''i'$
	減 収 量	$(x)''_1$	$(x)''_2$	$(x)''_3$				$\sum_{i'}^{n'} (x)''i'$

a : 単収差 n' : 単当減収量の区分総数 i' : 単当減収量の区分番号

m' : 単収差の該当する単当減収量の区分番号

$$a' : a - 20\text{kg} \times (m' - 1) \quad r : \frac{a'}{20\text{kg}}$$

(乙)欄の算定

$$\text{被害面積} \quad (s)''i' = (s)'i' \times (1 - r) + (s)'i'_{41} \times r$$

$$\text{減 収 量} \quad (x)''i' = (x)'i' - \left\{ \frac{1\text{kg} + a'}{2} + 20\text{kg} \times (i' - 1) \right\}$$

(甲)欄の算定

$$\text{被害面積} \quad (s)'i' = (s)i' + m' - 1$$

$$\text{減 収 量} \quad (x)'i' = (x)i' + m' - 1 - 20\text{kg} \times (m' - 1) \times (s)i' + m' - 1$$

$$\begin{aligned} & \times (s)'i' \times r + a' \times (s)'i' \times (1 - r) \Big] \\ & + \left\{ \frac{(21\text{kg} - a') + (a - a')}{2} + 20\text{kg} \times (i' - 1) \right\} \\ & \times (s)'i'_{41} \times r \end{aligned}$$

(2) 単収差がマイナスの場合

単収差が-21kg以下の場合(甲)欄を利用して、初めに欄を移動させた上、(乙)欄によって端数の計算を行う。

単収減収量別 kg~kg		-39~-20	-19~ 0	1~20	21~40	41~60	61~80	...	計 (1kg以上)
		i'	-2	-1	1	2	3	4	n'
ア	組合等当 初評価高	被害面積	$\sum_i si_{i-2} = (s)_{-2}$	$\sum_i si_{i-1} = (s)_{-1}$	$\sum_i si_{i,1} = (s)_1$	$\sum_i si_{i,2} = (s)_2$	$\sum_i si_{i,3} = (s)_3$	$\sum_i si_{i,4} = (s)_4$	$\sum_i si_{i'} = \sum_i (s)_{i'}$
	減収量	...	$\sum_i xi_{i-2} = (x)_{-2}$	$\sum_i xi_{i-1} = (x)_{-1}$	$\sum_i xi_{i,1} = (x)_1$	$\sum_i xi_{i,2} = (x)_2$	$\sum_i xi_{i,3} = (x)_3$	$\sum_i xi_{i,4} = (x)_4$	$\sum_i xi_{i'} = \sum_i (x)_{i'}$
イ	(甲)	被害面積		$(s)_{-1}$	$(s)'_1$	$(s)'_2$	$(s)'_3$	$(s)'_4$	$\sum_i (s)'_{i'}$
		減収量		$(x)'_{-1}$	$(x)'_1$	$(x)'_2$	$(x)'_3$	$(x)'_4$	$\sum_i (x)'_{i'}$
	(乙)	被害面積			$(s)''_1$	$(s)''_2$	$(s)''_3$	$(s)''_4$	$\sum_i (s)''_{i'}$
		減収量			$(x)''_1$	$(x)''_2$	$(x)''_3$	$(x)''_4$	$\sum_i (x)''_{i'}$

a : 単収差 (絶対値) n' : 単収減収量の区分総数

i' : 単収減収量の区分番号 m' : 単収差の該当する単収減収量の区分番号 (乙)欄の算定

$$a' : a - 20\text{kg} \times (m' - 1) \quad r : \frac{a'}{20\text{kg}}$$

$$\text{減収量} \quad (x)''_1 = (x)'_1 + \left\{ \frac{1\text{kg} + a' \text{kg}}{2} \times (s)'_{-1} \times r \right\} + a' \times (s)'_1$$

(甲)欄の算定

$$\text{被害面積} \quad (s)'_{-1} = (s)_{-m'} \quad (s)'_{i'} = (s)_{-m' + i'}$$

(ただし $-m' + i' \geq 0$ となる欄については $(-m' + i')$ を $(-m' + i' + 1)$ とする。以下同じ。)

$$\text{減収量} \quad (x)'_{-1} = (x)_{-m'} + 20\text{kg} \times (m' - 1) \times (s)_{-m'},$$

$$(x)'_{i'} = (x)_{-m' + i'} + 20\text{kg} \times (m' - 1) \times (s)_{-m' + i'}$$

$$- \left(\frac{1\text{kg} + a' \text{kg}}{2} + 20\text{kg} \right) \times (s)'_1 \times r \quad \dots (i' = 1 \text{ の時})$$

$$(x)''_{i'} = (x)'_{i'} + \left\{ \frac{1\text{kg} + a' \text{kg}}{2} + 20\text{kg} \times (i' - 1) \right\} \times (s)'_{i'} - 1 \times r + a' \times (s)'_{i'} - \left\{ \left(\frac{1\text{kg} + a' \text{kg}}{2} + 20\text{kg} \times i' \right) \times (s)'_{i'} \times r \right\} \dots (i' \geq 2 \text{ の時})$$

(参照) 計算例

(1) 単収差がプラスの場合

単当減収量別		1kg～20kg	21～40	41～60	61～80	81～100	101～	計
		$i' = 1$	2	3	4	5	6	
ア 組合等当初 評価高	被害面積(a)	2,431	2,260	3,334	2,300	1,250	3,090	14,665
	減収量(kg)	2,491	6,620	17,202	16,100	11,250	92,759	146,422
イ 算定	(甲)	被害面積(a)	2,260	3,334	2,300	(3,090)		12,234
		減収量(kg)	2,100	10,534	11,500	(86,579)		119,463
	(乙)	被害面積(a)	2,529	3,076	2,038	(4,028)		11,671
		減収量(kg)	2,583	9,551	9,979	(91,343)		113,456

単収差 25kg $a' : 25\text{kg} - 20\text{kg} \times (2 - 1) = 5\text{kg}$ 修正率(r) : $\frac{5\text{kg}}{20\text{kg}} = 0.25$

(甲) 欄の算定

減収量 $i' = 1 \dots\dots 6,620\text{kg} - 20\text{kg} \times (2 - 1) \times 2,260a = 2,100\text{kg}$
 $i' = 2 \dots\dots 17,202\text{kg} - 20\text{kg} \times (2 - 1) \times 3,334a = 10,534\text{kg}$
 $i' = 3 \dots\dots 16,100\text{kg} - 20\text{kg} \times (2 - 1) \times 2,300a = 11,500\text{kg}$
 $i' = 4 \dots\dots 11,250\text{kg} - 20\text{kg} \times (2 - 1) \times 1,250a = 8,750\text{kg}$
 $i' = 5 \dots\dots 92,759\text{kg} - 20\text{kg} \times (2 - 1) \times 3,090a = 86,579\text{kg}$

(乙) 欄の算定

被害面積 $i' = 1 \quad 2,260a \times (1 - 0.25) + 3,334a \times 0.25 = 2,529a$
 $i' = 2 \quad 3,334a \times (1 - 0.25) + 2,300a \times 0.25 = 3,076a$
 $i' = 3 \quad 2,300a \times (1 - 0.25) + 1,250a \times 0.25 = 2,038a$
 $i' = 4 \quad 1,250a \times (1 - 0.25) + 3,090a = 4,028a$

減収量 $i' = 1 \quad 2,100\text{kg} - \left(\frac{1\text{kg} + 5\text{kg}}{2} \times 565a + 5\text{kg} \times 1,695a \right)$

$+ \left\{ \frac{(21\text{kg} - 5\text{kg}) + (25\text{kg} - 5\text{kg})}{2} \times 834a \right\} = 2,583\text{kg}$

$i' = 2 \quad 10,534\text{kg} - (23\text{kg} \times 834a + 5\text{kg} \times 2,500a)$
 $+ (38\text{kg} \times 575a) = 9,551\text{kg}$
 $i' = 3 \quad 11,500\text{kg} - (43\text{kg} \times 575a + 5\text{kg} \times 1,725a)$
 $+ (58\text{kg} \times 313a) = 9,979\text{kg}$
 $i' = 4 \quad 8,750\text{kg} + 86,579\text{kg} - (63\text{kg} \times 313a + 5\text{kg} \times 937a)$
 $- (5\text{kg} \times 3,090a) = 91,343\text{kg}$

(2) 単収差がマイナスの場合

ア 組合等当初 評価高		kg ~60	kg -59~-40	-39~-20	-19~0	1~20	21~40	41~60	61~80	81~100	101~	計 (1kg以上)
イ 算定		i'	-3	-2	-1	1	2	3	4	5	6	
イ 算定	被害面積(a)	...	-	1,200	1,820	2,431	2,260	3,334	2,300	1,250	3,090	14,665
	減収量(kg)	...	-	-3,480	-1,778	2,491	6,620	17,202	16,100	11,250	92,759	146,422
	被害面積(a)	...	-	-	1,200	1,820	2,431	2,260	3,334	2,300	4,340	16,485
	減収量(kg)	...	-	-	-1,080	1,862	7,353	11,140	23,870	20,700	112,689	177,614
(乙)	被害面積(a)	...	-	-	-	1,696	2,309	2,294	3,119	2,507	4,800	16,725
	減収量(kg)	...	-	-	-	1,831	7,078	11,285	22,528	22,406	119,140	184,268

単収差: $\sim 24\text{kg}$ (24kg) $a' : 24\text{kg} \sim 20\text{kg} \times (2-1) = 4\text{kg}$ 修正率(r): $\frac{4\text{kg}}{20\text{kg}} = 0.2$

(甲) 欄の算定

減収量 $i' = -1$ $-3,480\text{kg} + 20\text{kg} \times (2-1) \times 1,200a = -1,080\text{kg}$
 $i' = 1$ $-1,778\text{kg} + 20\text{kg} \times (2-1) \times 1,820a = 1,862\text{kg}$
 $i' = 2$ $2,491\text{kg} + 20\text{kg} \times (2-1) \times 2,431a = 7,353\text{kg}$
 $i' = 3$ $6,620\text{kg} + 20\text{kg} \times (2-1) \times 2,260a = 11,140\text{kg}$
 $i' = 4$ $17,202\text{kg} + 20\text{kg} \times (2-1) \times 3,334a = 23,870\text{kg}$
 $i' = 5$ $16,100\text{kg} + 20\text{kg} \times (2-1) \times 2,300a = 20,700\text{kg}$
 $i' = 6$ $11,250\text{kg} + 92,759\text{kg} + 20\text{kg} \times (2-1) \times (1,250a + 3,090a) = 112,689\text{kg}$

減収量 $i' = 1$ $1,862\text{kg} + \left(\frac{1\text{kg} + 4\text{kg}}{2} \times 1,200a \times 0.2 \right) \times (4\text{kg} \times 1,820a) - \left(\frac{21\text{kg} + 24\text{kg}}{2} \times 1,820a \times 0.2 \right) = 1,831\text{kg}$
 $i' = 2$ $7,353\text{kg} + (22.5\text{kg} \times 1,820a \times 0.2) + (4\text{kg} \times 2,431a) - (42.5\text{kg} \times 2,431a \times 0.2) = 7,078\text{kg}$
 $i' = 3$ $11,140\text{kg} + (42.5\text{kg} \times 2,431a \times 0.2) + (4\text{kg} \times 2,260a) - (62.5\text{kg} \times 2,260a \times 0.2) = 11,285\text{kg}$
 $i' = 4$ $23,870\text{kg} + (62.5\text{kg} \times 2,260a \times 0.2) + (4\text{kg} \times 3,334a) - (82.5\text{kg} \times 3,334a \times 0.2) = 22,528\text{kg}$
 $i' = 5$ $20,700\text{kg} + (82.5\text{kg} \times 3,334a \times 0.2) + (4\text{kg} \times 2,300a) - (102.5\text{kg} \times 2,300a \times 0.2) = 22,406\text{kg}$
 $i' = 6$ $112,689\text{kg} + (102.5\text{kg} \times 2,300a \times 0.2) + (4\text{kg} \times 4,340a) = 119,140\text{kg}$

(乙) 欄の算定

被害面積 $i' = 1$ $1,200a \times 0.2 + 1,820a \times (1-0.2) = 1,696a$
 $i' = 2$ $1,820a \times 0.2 + 2,431a \times (1-0.2) = 2,309a$
 $i' = 3$ $2,431a \times 0.2 + 2,260a \times (1-0.2) = 2,294a$
 $i' = 4$ $2,260a \times 0.2 + 3,334a \times (1-0.2) = 3,119a$
 $i' = 5$ $3,334a \times 0.2 + 2,300a \times (1-0.2) = 2,507a$
 $i' = 6$ $2,300a \times 0.2 + 4,340a = 4,800a$

第14 組合等（種別区分）ごとの修正共済減収量から一筆方式の修正一筆方式超過被害面積又は半相殺方式若しくは全相殺方式の修正被害組合員等数等を算定する方法

〔1〕一筆方式

損害評価要綱第2章第5節第1の2の（1）の組合等（種別区分）ごとの共済減収量の認定に当たって行う共済金支払対象耕地面積の算定は、下記計算式Ⅶの方法による。

また、損害評価要綱第2章第5節第2の1の（3）及び同節第2の2の（3）の特定組合以外の組合等並びに同節第3の3の（3）及び同節第3の4の（3）の特定組合の行う単当修正量による共済減収量の算定も、この方法に準じて行うものとし、連合会は算定方法について組合等を指導するものとする。

また、特例一筆方式にあつては、「一筆方式超過被害」を「特例一筆方式超過被害」と読み替えるものとする。

計算式Ⅶ

この方法は、連合会の当初評価高が農林水産大臣の修正認定を受けた場合で、連合会が組合等（種別区分）ごとの共済減収量を最終認定する場合に、組合等当初評価高資料から、認定量に対応する一筆方式超過被害面積を算定する方法である。

この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地並びに転作等耕地については修正を行わないものとする。

（1）単当修正量がプラスの場合

組合等当初評価高 A	連合会認定量 B	修正量 A - B
10, 677 kg	3, 000 kg	7, 677 kg

組合等当初評価高資料から次の概算を行う。

単当共済減収量 (kg)	1 ~ 20 kg	21 ~ 40 kg	41 ~ 60 kg	61 ~ 80 kg	81 ~ 100 kg	101 ~ 120 kg	121 ~ 140 kg	計
区 分 番 号 i	1	2	3	4	5	6	7	
面 積 (a) S_i	600	510	420	330	230	140	50	2, 280
共済減収量(kg) X_i	597	1, 515	2, 054	2, 336	2, 024	1, 526	625	10, 677
$b_i = \sum_{i=1}^n S_i (a)$	1, 680	1, 170	750	420	190	50		
乗 数 (kg)	(20 kg ÷ 10 a) 2	(40 kg ÷ 10 a) 4	(60 kg ÷ 10 a) 6	(80 kg ÷ 10 a) 8	(100 kg ÷ 10 a) 10	(120 kg ÷ 10 a) 12		
$c_i = b_i \times \text{乗数 (kg)}$	3, 360	4, 680	4, 500	3, 360	1, 900	600		
$d_i = \sum_{i=1}^i X_i (kg)$	597	2, 112	4, 166	6, 502	8, 526	10, 052	10, 677	
$c_i + d_i (kg)$	3, 957	6, 792	8, 666	9, 862	10, 426	10, 652		

要修正量7,677kgはc i + d i の8,666kgの区分に該当することとなるので、この該当区分について

て次の計算を行う。

単当共済減収量(kg)	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
上記単位以上に対応する面積 (a)	(注1) 1,170	1,149	1,128	1,107	1,086	1,065	1,044	1,023	1,002	981
1kg単位の共済減収量(kg)	(注2) 117.0	114.9	112.8	110.7	108.6	106.5	104.4	102.3	100.2	98.1
6,792kgを加えた累計(kg)	6,909.0	7,023.9	7,136.7	7,247.4	7,356.0	7,462.5	7,566.9	7,669.2	7,769.4	7,867.5

(注1) 1,170 a は、単当共済減収量41kg以上の面積であり、単当修正量を40kgとした場合の被害面積である。

次に、第3区分内で単当共済減収量の1kg刻みの面積は均等に分布していると仮定し、以下 $420(a) \div 20 = 21(a)$ 差を逐次求める。これは、単当修正量を41、42、43kg……とした場合の被害面積である。

(注2) 単当修正量を41kgとした場合に、新たに減少する共済減収量で、注1の面積に0.1kgを乗じたものである。以下同様である。

したがって、単当共済減収量41～60kg区分で求める共済減収量は、49kgランクの7,769.4kg(要修正量7,677kgの次に大きい数値。)とし、一筆方式超過被害面積は1,002 a と確定する(要修正量7,677kgは7,669.2kgと7,769.4kgとの間であるので、単当修正量は48……となるはずである。したがって、被害面積は1,002 a となる。注1参照)。

(2) 単当修正量がマイナスの場合

組合等当初評価高 A	連合会認定量 B	修正量 A-B
10,677 kg	18,354 kg	- 7,677 kg

組合等当初評価高報告における一筆方式超過被害以下の資料より次の概算を行う。

一筆方式超過被害の単当共済減収量(20kg刻み)別の資料は上記1の資料とする。

一筆方式超過被害以下の被害面積の「組合等評価単収-引受単収」の程度別面積

収量刻み(kg)	0～19	20～39	40～59	60～79	80～99
区分番号 i	1	2	3	4	5
面積 S_i	350	260	170	100	20
$b_i = 2,280 + \sum_{j=1}^i S_j(a)$	2,630	2,890	3,060	3,160	3,180
$c_i = \sum_{j=1}^i b_j(a)$	2,630	5,520	8,580	11,740	14,920
$d_i = 2c_i(kg)$	5,260	11,040	17,160	23,480	29,840
$l_i = \sum_{j=1}^i S_j(a)$	350	610	780	880	900
$f_i = 0.95l_i(kg)$	333	580	741	836	855
$d_i - f_i(kg)$	4,927	10,460	16,419	22,644	28,985

*2,280 a ……一筆方式超過被害面積

要修正量－7,677kgはd i－f iの10,460kgの区分に該当することとなるので、この該当区分について次の計算を行う。

収量刻み (kg)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
上記単位以上に対応する面積 (a)	* 2,643	2,656	2,669	2,682	2,695	2,708	2,721	2,734	2,747	2,760	2,773
1kg単位の 共済減収量 (kg)	264.3	265.6	266.9	268.2	269.5	270.8	272.1	273.4	274.7	276.0	277.3
4,927kgを 加えた累計 (kg)	5,191.3	5,456.9	5,723.8	5,992.0	6,261.5	6,532.3	6,804.4	7,077.8	7,352.5	7,628.5	7,905.8

(注) *印の2,643 a は一筆方式超過被害面積2,280 a + (0～19kg区分の面積350 a) + 13 a である。以下逐次13 a を加える。

13 a は260(a)÷20=13(a)である。その他(1)の(注)を参照のこと。

したがって、収量の刻み20kg～39kg区分で求める共済減収量は30kgランクの7,628.5kg(要修正量7,677kgの次に小さい数値。)とし、一筆方式超過被害面積は2,760 a と確定する。

〔Ⅱ〕半相殺方式

(1) 組合等(種別区分)ごとの共済減収量を認定する場合に行う組合等(種別区分)ごとの半相殺方式超過被害組合員等数及び単当修正量の算定方法

損害評価要綱第2章第5節第1の2の(2)に掲げる組合等(種別区分)ごとの共済金支払対象組合員等数の算定の基礎となる半相殺方式超過被害組合員等数及び同(2)に掲げる単当修正量の算定は次による(農林水産大臣から修正認定があつた場合)。

なお、特例半相殺方式にあつては、「半相殺方式超過被害」を「特例半相殺方式超過被害」と読み替えるものとする。

計算式Ⅷ

ア 連合会当初評価高等

	組 合 等 当初評価高	連 合 会 当初評価高	単 当 修 正 量 別		
			10 kg	...	...
半相殺方式超過被害 組合員等数(戸)	T	T'	T''	...	...
被 害 面 積 (a)	S	S'	S''	...	...
共 済 減 収 量 (kg)	X	X'	X''	...	...

イ 連合会認定共済減収量 [X] kg

ウ 半相殺方式超過被害組合員等数 $T' - (T' - T'') \times \left(\frac{X' - [X]}{X' - X''} \right) = r$

エ 被害面積 $S' - (S' - S'') \times r$

オ 単当修正量 $a + (10 \times r) = a$ (a=連合会単当修正量)

(注) 地域等階層別に内訳を算定する場合には次により行う。

① 連合会が最終認定した組合等の共済減収量の地域等階層別内訳は、連合会が最終認定した組合等の共済減収量を組合等当初評価高における共済減収量で除して得た比率を、組合等当

初評価高における地域等階層別の共済減収量に乗じて算出する。この場合には皆無等耕地共済減収量は修正の対象としないものとする。

- ② 地域等階層別の半相殺方式超過被害組合員等数、被害面積及び単当修正量の算定は、組合等当初評価高における地域等階層別の半相殺方式超過被害組合員等数、被害面積及び共済減収量と①により算定した地域等階層別の共済減収量とから上記（ウ～オ）に準じて算定する。

なお、地域等階層別に算定した半相殺方式超過被害組合員等数及び被害面積の組合等（種別区分）の計がその組合等（種別区分）（合計）について算定した数値と一致しないときは、一致するよう地域等階層別の数値を一律に修正するものとする。

（参照）

ア 連合会当初評価高等

	組合等 当初評価高	連合会 当初評価高	単当修正量別	
			10 kg	…
半相殺方式超過被害 組合員等数（戸）	185	75	55	…
被害面積（a）	15,155	4,343	2,848	…
共済減収量（kg）	42,903	15,882	11,581	…

イ 連合会認定共済減収量 12,200kg

ウ 半相殺方式超過被害組合員等数 $\frac{\text{戸}}{75 - (75 - 55)} \times \left[\frac{15,882\text{kg} - 12,200\text{kg}}{15,882\text{kg} - 11,581\text{kg}} = 0.86 \right] = 58 \text{戸}$

エ 被害面積 $4,343 \text{ a} - (4,343 \text{ a} - 2,848 \text{ a}) \times 0.86 = 3,057 \text{ a}$

オ 単当修正量 $25\text{kg} + 10\text{kg} \times 0.86 = 34\text{kg}$

- （2）見回り調査を行った場合における見回り平均単収差の算定方法及び「共済減収率から算定の損害高」の共済減収量からその半相殺方式超過被害組合員等数その他の数値を算定する方法

損害評価要綱第2章第4節第2の2の（2）の見回り平均単収差を算定する方法及び「共済減収率から算定の損害高」の共済減収量からその半相殺方式超過被害組合員等数その他の数値を算定する場合の方法は次による。

なお、特例半相殺方式にあつても、この方法に準じて取り扱うものとする。この場合、「半相殺方式超過被害」とあるのを「特例半相殺方式超過被害」と読み替えるものとする。

ア 連合会が見回り調査の結果を平均単収差として使用する場合における平均単収差の算定に当たってはあらかじめ、組合等当初評価高を10キログラム刻みの平均単収差（……—10kg、10kg…）を適用して修正した場合の共済減収量を第12の〔2〕に準じて算定し、これと組合等当初評価高における共済減収量及び見回り調査から得られた共済減収量とから（1）に準じて平均単収差を算定する。

イ 連合会が「共済減収率から算定の損害高」の共済減収量に基づき半相殺方式超過被害組合員等数、被害面積及び単当修正量に相当する量を算定する場合には、あらかじめその組合等の組合等当初評価高を10キログラム刻みの平均単収差（……—10kg、10kg……）を適用して修正した場合の半相殺方式超過被害組合員等、被害面積及び共済減収量を第12の〔2〕に準じて算定し、これと組合等当初評価高におけるそれぞれの数値及び「共済減収率から算定の損害高」の共済減収量とから（1）に準じて半相殺方式超過被害組合員等数、被害面積を算定するとともに単当修正量

に相当する量をも算定するものとする。

様式第64号の添付書及び第69号の作成に当たっては、この単当修正量に相当する量を単当修正量とみなすものとする。

〔Ⅲ〕全相殺方式

(1) 組合等（種別区分）ごとの共済減収量を認定する場合に行う組合等（種別区分）ごとの全相殺方式超過被害組員等数及び単当修正量の算定方法

損害評価要綱第2章第5節第1の2の(2)に掲げる組合等（種別区分）ごとの共済金支払対象組員等数の算定の基礎となる全相殺方式超過被害組員等数及び同(2)に掲げる単当修正量の算定は次による（農林水産大臣から修正認定があつた場合）。

計算式IX

ア 連合会当初評価高等

	組 合 等 当初評価高	連 合 会 当初評価高	単 当 修 正 量 別				
			10 kg	...	...	...	...
全相殺方式超過被害 組員等数（戸）	T	T'	T''	...	...	...	...
引 受 面 積 (a)	S	S'	S''	...	...	...	...
全 筆 調 査 耕 地 面 積 (a)	Sa	Sa'	Sa''	...	...	...	...
共 済 減 収 量 (kg)	X	X'	X''	...	...	...	...

イ 連合会認定共済減収量 $[X]$ kg

ウ 全相殺方式超過被害組員等数 $T' - (T' - T'') \times \left(\frac{X' - [X]}{X' - X''} = r \right)$

エ 引受面積 $S' - (S' - S'') \times r$

オ 全筆調査耕地面積 $Sa' - (Sa' - Sa'') \times r$

カ 単当修正量 $a + (10 \times r) = a$

(a = 連合会単当修正量)

(注1) 地域等階層別に内訳を算定する場合には次により行う。

① 連合会が最終認定した組合等（種別区分）ごとの共済減収量の地域等階層別内訳は、連合会が最終認定した組合等の共済減収量を組合等当初評価高における共済減収量で除して得た比率を、組合等当初評価高における地域等階層別の共済減収量に乗じて算出する。この場合には耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入する組員等に係る共済減収量及び耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となつた組員等に係る共済減収量は修正の対象としないものとする。

なお、麦について、売渡数量により収穫量を調査する場合は、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡す組員等に係る共済減収量についても修正の対象としないものとする。

② 地域等階層別の全相殺方式超過被害組員等数、引受面積及び全筆調査耕地面積及び単当修正量の算定は、組合等当初評価高における地域等階層別の全相殺方式超過被害組員等数、引受面積、全筆調査耕地面積及び共済減収量と①により算定した地域等階層別の共済減収量とから上記（ウ～カ）に準じて算定する。

なお、地域等階層別に算定した全相殺方式超過被害組合員等数、引受面積及び全筆調査耕地面積の組合等（種別区分）の計がその組合等（種別区分）（合計）について算定した数値と一致しないときは、一致するよう地域等階層別の数値を一律に修正するものとする。

（注2）計算例は、〔Ⅱ〕の（1）の計算例に準ずる。

（2）見回り調査を行つた場合における見回り平均単収差の算定方法及び「共済減収率から算定の損害高」の共済減収量からその全相殺方式超過被害組合員等数その他の数値を算定する方法

損害評価要綱第2章第4節第2の5の（2）の見回り平均単収差を算定する方法及び「共済減収率から算定の損害高」の共済減収量からその全相殺方式超過被害組合員等数その他の数値を算定する場合の方法は〔Ⅱ〕の（2）に準じるものとする（この場合、様式第64号の添付書及び第69号は、様式第65号の添付書及び第70号とする）。

ただし、組合等当初評価高を10キログラム刻みの平均単収差を適用して修正する場合の算定方法は、第12の〔3〕に準ずる。

第15 一筆全損被害を有する組合員等の共済減収量等の修正方法

第12の〔2〕又は〔3〕若しくは第14の〔Ⅱ〕又は〔Ⅲ〕により半相殺方式（又は特例半相殺方式）超過被害又は全相殺方式超過被害の共済減収量を修正した場合、共済金支払いの対象となる一筆全損被害の共済減収量の算定は、様式第71号及び様式第72号により取扱うものとする。